

# 平成24年第3回佐渡市議会定例会会議録（第5号）

平成24年6月20日（水曜日）

## 議事日程（第5号）

平成24年6月20日（水）午前10時00分開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第77号から議案第80号
- 第 3 議会議第1号
- 第 4 議会議第2号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（24名）

|      |             |      |           |
|------|-------------|------|-----------|
| 1 番  | 山 田 伸 之 君   | 2 番  | 荒 井 眞 理 君 |
| 3 番  | 駒 形 信 雄 君   | 4 番  | 渡 辺 慎 一 君 |
| 5 番  | 坂 下 善 英 君   | 6 番  | 大 森 幸 平 君 |
| 7 番  | 笠 井 正 信 君   | 8 番  | 中 川 直 美 君 |
| 9 番  | 大 澤 祐 治 郎 君 | 10 番 | 金 田 淳 一 君 |
| 11 番 | 浜 田 正 敏 君   | 12 番 | 中 川 隆 一 君 |
| 13 番 | 中 村 良 夫 君   | 14 番 | 村 川 四 郎 君 |
| 15 番 | 佐 藤 孝 君     | 16 番 | 金 光 英 晴 君 |
| 17 番 | 猪 股 文 彦 君   | 18 番 | 金 子 克 己 君 |
| 19 番 | 根 岸 勇 雄 君   | 20 番 | 近 藤 和 義 君 |
| 21 番 | 竹 内 道 廣 君   | 22 番 | 加 賀 博 昭 君 |
| 23 番 | 岩 崎 隆 寿 君   | 24 番 | 祝 優 雄 君   |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

|          |           |          |             |
|----------|-----------|----------|-------------|
| 市 長      | 甲 斐 元 也 君 | 教 育 長    | 小 林 祐 玄 君   |
| 総合政策監    | 藤 井 裕 士 君 | 総務課長     | 山 田 富 巳 夫 君 |
| 総合政策長    | 高 松 登 君   | 行政改革長    | 清 水 忠 雄 君   |
| 島づくり推進課長 | 藤 井 光 君   | 世界遺産推進課長 | 高 橋 則 夫 君   |

|             |   |   |   |   |   |             |   |   |   |   |   |
|-------------|---|---|---|---|---|-------------|---|---|---|---|---|
| 財 務 課 長     | 伊 | 貝 | 秀 | 一 | 君 | 地 域 振 興 長   | 計 | 良 | 孝 | 晴 | 君 |
| 交 通 政 策 長   | 渡 | 邊 | 裕 | 次 | 君 | 市 民 生 活 長   | 川 | 上 | 達 | 也 | 君 |
| 税 務 課 長     | 田 | 川 | 和 | 信 | 君 | 環 境 対 策 長   | 児 | 玉 | 龍 | 司 | 君 |
| 社 会 福 祉 長   | 本 | 間 |   | 優 | 君 | 高 齢 福 祉 長   | 佐 | 藤 | 一 | 郎 | 君 |
| 農 林 水 産 長   | 渡 | 辺 | 竜 | 五 | 君 | 観 光 商 工 長   | 伊 | 藤 | 俊 | 之 | 君 |
| 建 設 課 長     | 石 | 塚 | 道 | 夫 | 君 | 上 下 水 道 長   | 和 | 倉 | 永 | 久 | 君 |
| 学 校 教 育 長   | 小 | 林 | 泰 | 英 | 君 | 社 会 教 育 長   | 渡 | 邊 | 智 | 樹 | 君 |
| 両 津 病 院 長   | 塚 | 本 | 寿 | 一 | 君 | 選 挙 管 理 会 長 | 川 | 島 | 一 | 三 | 君 |
| 選 挙 管 理 会 長 | 木 | 下 |   | 勉 | 君 | 消 防 長       | 深 | 野 | 俊 | 之 | 君 |
| 議 事 調 査 長   | 本 | 間 |   | 聡 | 君 | 財 務 課 理 幹   | 鈴 | 木 | 一 | 郎 | 君 |

事務局職員出席者

|           |   |   |   |   |   |       |   |   |   |   |   |
|-----------|---|---|---|---|---|-------|---|---|---|---|---|
| 事 務 局 長   | 名 | 畑 | 匡 | 章 | 君 | 事務局次長 | 村 | 川 | 一 | 博 | 君 |
| 議 事 調 査 係 | 中 | 川 | 雅 | 史 | 君 | 議事調査係 | 太 | 田 | 一 | 人 | 君 |

平成24年第3回（6月）定例会 一般質問通告表（6月20日）

| 順  | 質 問 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 質 問 者   |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 9  | <p>◎ どんづまり市政の居眠り行政は放置できない</p> <p>1 談合事件の訴訟について</p> <p>(1) 議会に説明しなかった大事な事実について</p> <p>(2) 東京高裁判決の意味と今後の対応について</p> <p>(3) 補償される損害金の有効活用について</p> <p>2 佐渡トキマラソンについて</p> <p>(1) 大失態の原因について</p> <p>(2) 全国に発信したトキ誕生のニュースとトキマラソンの失敗の落差が佐渡にもたらすもの</p> <p>3 市長、議員選挙の同時執行と公職選挙法第146条について</p> <p>選挙の浄化、旺盛で豊かな政策論戦が阻害される現行制度は改善すべきだ</p> <p>4 6月議会の主要事業の異常な補正が示す居眠り行政の原因は何か</p> <p>(1) 行政改革は無気力な職員の意識改革の徹底が先だ</p> <p>(2) リーダーたる課長職の教育を急げ</p> <p>5 主要施策の洗い直しと成功に向けての検討と実践について</p> <p>(1) 空港問題</p> <p>(2) 病院問題</p> <p>(3) 庁舎建設問題</p> <p>(4) 限界集落の高齢者対策を提案した時点と今日の変化</p> <p>6 柏崎刈羽原発の現状と政府の電力行政の混迷と佐渡が島</p> | 加 賀 博 昭 |
| 10 | <p>1 領土問題と国家主権、現行憲法に対する市長見解</p> <p>2 新庁舎建設計画の経緯と今後の対応</p> <p>3 4月3日～4日の暴風による農業・水産業被害状況と市の対応策</p> <p>4 原発に対する市長見解と新エネルギー促進協議会の進捗状況</p> <p>5 離島ガソリン流通コスト支援事業の補助単価改定に対する市長所見</p> <p>6 住宅リフォーム事業は継続すべき</p> <p>7 社協への運営費助成は継続すべき</p> <p>8 両津港駐車場整備の具体策</p> <p>9 市が計画している相川地区公共施設（支所、消防署庁舎、保育施設）建設予定地の防災性に対する市長見解</p>                                                                                                                                                                                                                                                                            | 近 藤 和 義 |

午前10時00分 開議

○議長（祝 優雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（祝 優雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔をお願いいたします。

加賀博昭君の一般質問を許します。

加賀博昭君。

〔22番 加賀博昭君登壇〕

○22番（加賀博昭君） おはようございます。加賀博昭でございます。テレビをごらんの皆様、きょうはどん詰まり市政の居眠り行政は放置できない、この1点で質問しますので、聞いてください。

資料は、議員には3枚、答弁者には8枚事前にお渡しして通告してあります。

第1の質問は、談合事件の訴訟問題です。資料1を見てください。議員政治の真髄を求めて40年の一こま、佐渡クリーンセンター談合事件の高裁判決下る、川崎重工業は佐渡市に4億4,202万7,391円を支払えとの判決であります。一審の新潟地裁判決額より1,501万6,749円減らされた判決であります。二審判決では、佐渡市は負けたわけでございます。4億4,000万円は、加賀博昭が平成8年10月16日に明らかにした質問資料ナンバー2の談合事件の勝負がついたということでございます。私が神奈川県湯河原町真鶴町衛生組合との比較で約13億5,000万円高い談合価格である、当時のコンサルが一枚かんだ談合事件ではないかと指摘すると、加賀、詰まらぬ質問をしたようだな、夜は月夜だけではないぞと電話で脅迫されました。私も若かったから、「ばかやろう。やみ夜に石が投げられるか」と応酬したのが今はなつかしい思いになっております。高野前市長、私の質問を聞いていますか。あなたは、一審判決後に控訴すべきかどうかで私に相談しているが、その際、重要な事実を私に隠していた。それが高裁判決には書いてある。これを見て私は愕然とした。当時副市長だった甲斐市長はわかっていたのか。川崎重工業は、23年11月15日、去年のうちに降参しているではないか。勝つ裁判を負けた愚かさに腹が立ちます。どん詰まり市政の居眠り行政と批判をいたします。控訴着手金を含めて2,000万円の損害だ。てんまつを聞きたい。

第2の質問は、佐渡トキマラソンの大失態について聞きます。資料ナンバー6を見てください。ランナーがコースを間違っ中学生はレース不成立。一般の10キロレースは30人くらい失格しております。旅費を返す大失態は、佐渡のばかさかげんを天下にさらした。あの震災の福島から佐渡ゆかりの中学生が来ておる。その中学生が、私は全校生徒におじいちゃんのいる佐渡のトキマラソンで1位になってくると言ってきた。このままでは帰られない。もう一回走らせてくださいと抗議している。震災の地で頑張っている子供の心意気を打ち砕いた大事件でございます。悲しいではないかい。情けないではないかい。甲斐市長、大失態の原因を聞きたい。

第3の質問は、市長、議員の同時選挙と公職選挙法第146条について質問します。これが私の選挙ポスターでございます。市政のどん詰まりを世代交代で立て直すと書いてある。選挙後にこの議場にいる議員がブログのひとり言でこのポスターをもじって、世代交代を叫んだ議員の会派、市政会は高齢集団だと、

こう紹介して、このポスターの標語はそういうふうの評価しておるのですが、よく聞いてください。市政のどん詰まりを市長の世代交代で立て直すとなっていたんです。それを選管が同時選挙のために市長のと、この3字をとらないと違反になると削ったものです。昔、関西である候補がポスターに「同和問題はか非か」と出した。そうしたら、選管が「同和」に紙を張ってしまった。そのために標語は「問題はか非か」になってしまった。こんなばかな候補者を当選させられるかということでこれは落選したのです。この人は、いろいろ教わって選挙無効を訴えた。選挙は、やり直しになりました。そして、この候補は返り咲いたというのは有名であります。今度佐渡市では次点の者が通称問題で当選無効の審査を申し立てている。間もなく県選管は投票用紙を全部開封いたします。私の標語で私が落選していたら、選挙の不当介入で選挙はやり直しになる可能性がある。これは、裁判やってみないとわからない。もっと生々しいのが大桃一浩君のこの法定ビラだ。2枚とも頒布責任者は齋藤和夫、印刷社、新穂印刷となっている。上の1枚は、刷り上がってから候補者加賀博昭の名前があるから直してほしいと選管が頭を下げてきたビラである。なぜなら、最初は許可したからです。市長、議員の選挙が同時でなければ問題は無いというのである。4年に1度ですよ。1週間で4年間の政治の方向が決まるのを自由闊達に論戦ができないとなると、民主主義の根幹にかかわる。こんな不自由な選挙制度はやめるべきだ。選管と市長に答弁を求めたい。

この際、テレビをごらんの皆さんに申し上げます。皆さん方から選挙の際、加賀さんは一度も頼むと言っただけで、加賀さんの悪口はポストにいっぱい入っている。これでもう加賀さんは出ないのかなと心配したとお電話をいただきました。手紙もこんなどっさりいただきました。私は、過去20年間、警察も認める戸別訪問をしない議員です。そのかわり議員政治の真髄をきわめる加賀博昭の政治的足跡はしっかりと残しております。私は、40年間に議員報酬を1億1,170万もらっているそうであります。佐渡クリーンセンター談合事件で4億4,000万余佐渡市に入ります。私の報酬の4倍であります。加賀さんは、40年間ただで働いてくれたようなもんだと言ってくれた人がおりますが、私は終生現役、政治の真髄をきわめたいと思っております。まだまだ若い者には負けません。

昭和58年、全国に2例しかない選管失態の両津市長選挙無効は、14日間しかない時効を私の指摘で明らかにしたものであります。高野市政の力不足で完成できなかったが、安倍内閣総理大臣に全国の市でただ一つ減反の田んぼに自動車燃料のアルコール米事業を認めさせた立て役者は、みんなが知っておる私であります。今は、全国一と評価される灰溶融のメルティングセンターの新潟鉄工の倒産では、小杉管財人との交渉で倒産企業から4億5,000万円を確保した影の陣頭指揮者は私でございます。当時議会では倒産企業から金が取れるわけではないと批判されましたが、見事にやってのけた。日本でたった1つであります。私の行政に対する監視の目は厳しいが、政治に生きる愛情があるから評価されていると思っております。

そこで、資料ナンバー9を見てください。甲斐市長、政治戦のビラづくりは私から見ればみんな子供みたいなものです。このビラは、甲斐元也がつくって配布したことになっております。主語が候補者甲斐元也です。高野元市長がこのビラを見て、「加賀、反論せんでくれ。私がとめる」と言って出ていったが、ど素人のビラを相手にプロはけんかはしないが、資料ナンバー10を見てほしい。いささか聞きたい。市税滞納者は市長に立候補する資格はないの市税の情報は、知り得る立場にあった甲斐市長本人の情報ですか。また、大桃一浩君のビラの納税証明の説明を税務課長に聞きたい。存在の有無について尋ねたい。

第4の質問は、主要事業の異常な補正について質問します。1つは、両津北埠頭、2つ目は佐和田体育

館ですが、7億円の補正を試みたが、森林解除の問題で暗礁に乗り上げた。居眠り行政の最たるものだが、私が担当なら素早く解決してみせます。きょうは、自信を持ってあなたに質問する。改めて見直しについて聞きたい。

第5の質問は、主要施策の実践について聞きます。(1)が空港問題ですが、きょうまでの質問の答弁であなたは地権者同意をとると決意を述べている。テレビの前ですから、手の内は要らぬが、いつまでにやるか明らかにしてほしい。

(2)は病院問題。合併後5年間、毎年2億500万円の赤字。つぶすか建て直すか3年で答えを出せと地方自治体財政健全化法を振りかざして迫る総務省をびっくり仰天させた事件は、私と、きょうは名前を言いましょう。院長先生、病院の塚本部長、すこやか両津を統括する高齢福祉課の佐藤課長、いろいろ苦労しましたね。議員と職員の粋を乗り越えて総務省と知恵の勝負で勝ちました。しかし、今後の課題を高野市政に残しておいたわけですが、それはどうなっておるかお聞きしたい。

(3)は庁舎問題。エレベーターもない、市役所を建てないで合併特例債を時効にしたのはどん詰まり市政の象徴です。震災で5年間時効は延びます。どうしますか。

(4)は、限界集落対策と両津病院を中心にしたまちづくりで野菜工場を提案して、職員を相模原まで案内した。私の旅費は自費です。そこまでしても何の研究成果も残さない。2年は既に過ぎた。今どうなっておりますか。上越市は、市が工場を建てて民間委託をするという。佐渡のサンアロー化成が電話部品の低迷で野菜工場の家庭菜園を50万円で売り出した。居眠り行政と日進月歩の技術を目の当たりにしておりますが、市長の感想を聞きたい。

第6の質問は、柏崎刈羽原発と佐渡島について質問します。このところ社会保障にかこつけて庶民大増税の消費税で自民、公明と民主党が茶の間のテレビで3派談合劇を演じております。一方、そのどさくさに関西大飯原発の無理やり稼働茶番劇が演じられておりますが、3.11大震災後の東京電力が、その検証も終わらないうちに電気料金値上げの資料に、この料金は来年4月7日に柏崎刈羽原発稼働を見込んだ料金だとぬけぬけと発表しておる。東京電力福島原発事故では、太平洋から日本列島を横断して日本海までセシウムが飛び散り、県の検査で片野尾の海のサザエからセシウムが検出されて、1個100円のサザエが30円に暴落したのはつい先ごろの話である。福島原発の使用済み核燃料棒は、取り出すのに10年、処理に30年かかるが、その技術は今では開発されていないと専門家が言っておる。甲斐市長の考えを求めて第1回の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。加賀議員の一般質問にご答弁を申し上げます。

例の川崎重工業との訴訟の件でございます。今ほど議員のほうからお話ございましたが、川崎重工業株式会社が供託をしたその内容につきまして控訴審判決が確定をし、判決額を市に支払うまでの利息の増加をとめるために供託したものと推測され、このことは争いをとめたものではないという弁護士の意見を踏まえ、控訴という判断をさせていただいたものであります。

また、6月の11日に弁護士と私はお会いしまして、東京高裁判決の意味と今後の対応につきまして、判

決で示される弁護士費用の相当額と市と弁護士との間で締結をいたしました委託契約による弁護士費用、これにつきましては裁判上直接の関係はないということをお聞きをいたしましたところであります。しかしながら、委託契約による弁護士費用につきましては、それとは関係なくして調整するケースも考えられるということをお聞きをいたしましたので、私のほうからその調整を申し入れをいたしました。今その調整額について弁護士からの報告を受けるという段階になっているところでございます。

トキマラソンでございますが、大変なる失態、これに対しましては心から市民の方々にもおわびを申し上げたいと思っております。この要因につきましては、競技運営上コース案内者をつけるわけですが、コース案内者への説明がなかった。したがって、適切なコース案内ができなかった。いわゆる案内者に対する説明がなかったということでございまして、案内ができなかったということで、コースを誤る選手が発生をしたということでございました。二度とこういうことが起きてはならない。原因の検証、そして今後の対応につきまして指示をいたしましたところでございます。そのてんまつにつきましては、教育委員会からる説明を申し上げます。

選挙の問題であります。議員がご指摘のように、私も生まれて初めて政治の道に入り、しかも生まれて初めての選挙というものをやらせていただきました。今思えば、あの選挙期間中、王道を走りながら本当に自分のこれからの市政の方向というものを一人一人の市民に聞いていただきたい、そのことに専念をしてまいってきたところであります。今市長選と議員選挙の同時ということにつきましては、私自身まだまだ政治的に未熟でございます。そういう意味では、物を申すという材料は持っていません。もう一つ、ビラの問題であります。私は、今申し上げましたように、選挙というものを生まれて初めてやってみただけであります。私が一生懸命に自分の施策を市民に訴えていく、これが100%の仕事でありましたが、おもしろいものでこういうビラが出てくるということでありまして、実は私自身がこれをつくったわけでも何でもないわけでございます。そういう意味ではご理解をいただきたいと思っております。

もう一つ、体育館の問題につきましては、何としても今回のような事態が起こったということにつきましてはまことに遺憾であります。この体育館につきましては、当初の方向、これに向けまして今調整中でございます。そのてんまつにつきましては、教育委員会のほうから説明を申し上げます。

空港問題であります。この空港は、県営空港であります。しかし、佐渡市、私としてやるべきことはただ一つであります。地権者から同意をいただくというただ一つでございます。これに専念をしてまいりたいと思っております。特に地権者から厚い信頼を得ている親松氏もおられるわけでございますので、引き続き協力を願いながら、今後私を筆頭にさらに交渉を進め、早期の同意取得を目指すとともに、県や県議会に対しまして2,000メートル化推進を強く働きかけてまいる所存であります。

次に、病院問題であります。市立病院の運営につきましては、改革プランの推進によって経営改革は進んでおります。平成23年度の決算見込みは、両病院とも経営黒字を達成する見込みでございます。ご案内のとおり、市立病院の医師不足については大変重要な課題だと認識をいたしております。今後私自身県及び新潟大学、市民病院、さらには佐渡出身の人脈等を生かしながら一生懸命医師確保に努力をしてまいりたいというふうに考えておるところであります。両津病院につきましては内科3名、外科1名、整形外科1名を現段階で募集をしております。また、相川病院につきましては内科1名、外科もしくは整形外科1名の募集をしているところでございます。引き続き私自身出ていって何とかお願いをするという行動をと

ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

庁舎の建設問題でございます。庁舎建設につきましては、合併特例債の5年延長が本日にも決まるやに聞いておりますが、この合併特例債の5年延長というものを視野に入れて、さらにこれとは別に地方交付税の平成26年度以降の削減が確実に始まるということもしっかりと受けとめなければならないというふうに考えております。今後財政見通しを十分検討した上で、建設の是非を含めて議会や市民の皆さんの意見を聞きながら慎重に判断をしなければならない、そういうふうを考えているところでございます。現段階におきましてこういう動きがあるということも事実でございますので、市といたしましても建設への形態のあり方、あるいはコスト等の比較、こういう検討をするように指示をいたしたところでございます。

限界集落につきまして、野菜工場ということにつきましては、以前から議員からいろいろとご指導をいただきました。その都度検討をいたしてまいりました。いかんせん規模が大きくて、いわゆる投資面におきましてなかなか踏み切ることができなかったというのは事実でございます。その都度議員にはご報告をさせていただいたわけでありますけれども、そういう意味で今回議員からご提案のありました野菜工場といえますか、野菜をつくるという機械につきましては低コストが可能でございます。また小規模の段階でも可能であるということでございますので、今開発者と同時に関係各課にこれについて導入に向けて研究をするように指示をいたしたところであります。

原発の問題であります。残念ながら原発につきましては地元や、あるいは周辺の自治体がこの安全性を判断するということができないというのが今の実態でございます。この安全につきましては、原子力事業者と規制当局である国が科学的な知見に照らしてその責任において判断、確保すべきものであり、何といってもまずやらなければならないことは、福島第一原発事故の徹底した検証、安全基準の見直しがなければ原発の再稼働はあり得ないというふうに考えているところでございます。特に対岸にある柏崎刈羽原発に過酷な事故が起きた場合、佐渡市の市民は離島であるがために逃げ場もない状況にあります。それがゆえ原発の安全性の確保については、市民の安全、安心を守るために国、県、事業者にとしっかりと意見を述べてまいる所存でございます。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） おはようございます。では、加賀議員のご質問に答えさせていただきます。

1点目の佐渡トキマラソンの件でございますが、佐渡トキマラソンでは適切なコースの案内ができず、コースを誤る選手が発生しましたことにつきまして、参加された皆様、そして関係者の皆様方に多大なご迷惑をおかけいたしました。大変申しわけございませんでした。原因の検証と今後の対応を検討するために、4月29日に競技委員による検証会議を行っています。主な原因は、コース指示員への事前の説明不足、コース指示員の配置及びコース指示の看板の不足等であったと考えております。再発防止策として、シンプルでわかりやすい新しいコースの設定、それから事務局によるマニュアルの作成とコース指示員への事前説明の徹底、コース指示員の増員配置、コース指示看板の増等を検討しております。トキマラソンにつきましては、参加者や運営スタッフから意見をいただき、来年の大会をより充実し、より多くの皆様方から満足いただけるものにしていくことで佐渡市の今後のスポーツ振興に寄与できるものと考えております。今後スポーツ財団と連携をより強化することにより、よりよい大会となるよう努力をします。

次に、総合体育館の件でございますが、これにつきましては現在関係機関と調整中でございます。しかるべきタイミングでご説明をさせていただきたいと思っております。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） 川島選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（川島一三君） 選挙関係についてお答えいたします。

議員のご指摘につきましては、現行制度上、このままでは選挙期日が変わることはありません。ただ、現在の市長、または市議会議員選挙の期日が変わり得るとすれば、任期満了による選挙によらず、解散による一般選挙、または長が欠けた場合の再選挙等により、どちらかの任期が変更になる場合が考えられます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君の再質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） では、聞きます。

弁護士は、責任はないみたいなことを言っておるのですね。それでは、聞きますが、私の資料にも、皆さんのところへ色塗りでちゃんとしてあります。資料ナンバー5。23年11月の15日に既に川崎重工は一審判決の額を納めたいと佐渡市に言ったのです。そうしたら、佐渡市がそれを拒否したから相川の法務局に供託しておる。この事実をあなたは知っていましたか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 供託をしたということは、後日確認をさせていただきました。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） では、課長は、担当課長、私が川重の財政内容を調べると、市長と話をしてあなたに言ったが、それをやりましたか。

○議長（祝 優雄君） 児玉環境対策課長。

○環境対策課長（児玉龍司君） お答えをいたします。

当時加賀議員のほうからその指摘を受けて調べた経緯がございます。それにつきましては、当時の高野市長に報告してございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長、よく聞いておいてください。ここは大事なところなのです。課長もしっかり。

いいですか。私が調べると言ったら、あなたがこのことを知っておれば、加賀さん、いや、もう川重は4億数千万、一審判決の額を供託してありますと言わねばならぬのではないの。何にもわからぬからばかな調査をしていたのではないの。これ市長も同じことだ。

○議長（祝 優雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（児玉龍司君） お答えをいたします。

川重がとった供託の意味については、先ほど市長のほうから説明がございました。それについては、利子の増額をとめるためという意味でございます。今ほどの加賀議員の経営内容云々ということについては、その一審の判決の際に強制執行の条文がついておりました。それについては、例えば川崎重工業の経営内

容等が悪ければ強制執行で取り押さえるというような方法がございましたけれども、当時調べさせていただいたところ、それは議員懇談会でも報告させていただきましたけれども、経営内容については問題ないということでございましたので、そのような内容を市長のほうにも報告をしております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） いいですか。市長、よく聞いてください。私は、もし二審をやっておる間に川重が倒産したときは一円も取れぬから調査せよと言った。そうしたら、いえいえ、もう既に供託してありますと、私に言えばその問題は解決したのではないですか。あなた今私からそれを聞いてどう思っています。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私も後日供託ということも聞きましたし、それから供託という意味についても調べてみました。今議員がおっしゃるように、そのときにそういうことであれば加賀議員のおっしゃるとおりだと思いますが、ただ私どもはそのときには弁護士に相談をして、弁護士の判断でやったという、それは間違いであったといえれば間違いでありますけれども、私どもはそういう裁判の知識がないものですから、弁護士に相談をして控訴というところに入ったということでございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） いいですか。今度の私の質問はテーマは1つ。どん詰まり市政の居眠り行政に喝入れられるだろう。そうすれば、あんなに高野さんから相談を受けて、ああせよ、こうせよと私は言ったのです。それがわからなかったということだからしょうがない。そこで、聞きますが、東京高裁が2月の2日に和解勧告をすると、こういきなりやり出している。何日の余裕がありましたか。

○議長（祝 優雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（児玉龍司君） お答えをいたしますけれども、最後のほうはちょっと聞き取れなかったのですけれども。

○22番（加賀博昭君） つまり、私が言っておるのは、川崎重工が供託したということと2月2日の東京高裁の和解提案とは何日あったかと聞いておるのです。

○環境対策課長（児玉龍司君） 供託したのが23年の11月15日、そして東京高裁の和解の勧告が24年の2月の2日でございます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） いいですか。市長、よく聞いてください。私が壇上で、今度の裁判佐渡市は負けたのだと、こう言ったのはここなのです。東京高裁は、2月の2日に、佐渡市は来ていないのか、佐渡市は、きょうで和解勧告をすると、こう言ったのです。和解勧告をするというのは、東京高裁は川崎重工が23年11月15日に供託しておるということを知っておるから、この事件は解決すると思ったわけです。そのことに気がつきませんでしたか。

○議長（祝 優雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（児玉龍司君） お答えをいたします。

確かに佐渡市は2月2日の口頭弁論の席には出席はしていませんでした。これにつきましては、東京

高裁の控訴の第1回目の口頭弁論ということで、弁護士と相談をいたしまして、通常の1回目の口頭弁論の際には書類の双方のやりとり、そういったものが通例であるので、佐渡市のほうからは出席は必要なかろうというような意見をいただいて出席しなかったものでございます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） どん詰まり市政の最大の欠点は何かということ、仕事を入札するのは、これはコンサルに丸投げ、こういう問題になると弁護士に丸投げ。弁護士がどういうものを佐渡市のために訴状の中に、あるいは口頭弁論の中に入れておくかということは吟味したことがありますか、会議を開いて。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 2月2日に和解勧告というのがあったということも今お聞きしたわけでありましてけれども、正直申し上げまして結論から言うならば、この裁判ということに関しては私も全くずぶの素人なものですから、しかも顧問弁護士というのがいるものですから、その人に任せきりであったということは否めない事実であると思っております。この内容については、いろいろと勉強していかなければならなかった、あるいはチェックをしなければならなかったということは今になってみれば思いますが、ただそれだけの知識がなかったということも事実でございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 後のところで私が職員を鍛えろということを言っておるのです。佐渡市の最大の欠点は、それぞれ専門の職員がおるわけでしょう、張りついて。それがおのれの勉強をしていないからこうなると思うのですが、どうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 専門、専門で勉強させて、そのプロになるようには一生懸命努力をして教育いたしますが、しかし今回のこの事案につきましては裁判ということなものですから、なかなかその知識がなかった。しかも、顧問弁護士という方がおられるわけでありまして、そこに依存をしたというのが間違いであったということは今感じております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それでは、聞かが、一審の弁護士費用、二審の弁護士費用、裁判費用を含めて幾ら払っていますか。

○議長（祝 優雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（児玉龍司君） お答えをいたします。

一審、二審合わせて2,765万3,932円でございます。

○22番（加賀博昭君） もう一回。ゆっくり……

○環境対策課長（児玉龍司君） 2,765万3,932円という今時点の試算でございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 2,800万かけておるのだ。それでは、あとの二審のときには着手金を含めて幾らですか。それから、私はわかっておるのですが、一審では300幾ら、二審では200幾らなのだが、これは本会

議場だから正確にお答えください。

○議長（祝 優雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（児玉龍司君） お答えをいたします。

着金でございますけれども、一審で315万円です。二審で着金210万円支払っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長、弁護士ともう一回再交渉しなさい。二審をやったと210万円やった。何もしておりませんが。それでは、聞くが、東京高裁の判決によると、佐渡市が頼んだ弁護士は法曹資格を持つ弁護士のやった仕事ではないというのを受けて、そのとおりだという判決を下してあるが、わかっていますか。

○議長（祝 優雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（児玉龍司君） お答えをいたします。

佐渡市が委託している弁護士に対して法曹資格がないというそのくだりについては、被告の川崎重工業が言っているものでございまして、今回東京高裁で出た判決についての裁判長の判決の中には、そういったくだりがないように記憶しております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 全然勉強していないではないか、市長。いいですか。もしあったら総合政策監、いいですか。東京高裁判決9ページ。こう言っておるでしょう。裁判所が判断するに弁護士費用は2,500万ではない、1,200万円でもいいと書いてある。ありますか。そのとおりですか。どうですか。

○議長（祝 優雄君） 藤井政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） お答えいたします。

川崎重工業からの指摘で、1点は、法曹資格を有する者としてというくだりがあるのが1点、もう一点はたしか利息の関係で2,500万円というのは高額であるというのが川重側の指摘でございます。それに対して高裁が示した判決文においては、川重が示した法曹資格ということについて、その点については是としたわけではございません。あくまでも川重の示した金額について、その金額を高裁が認めたということです。弁護士の法曹資格等々について高裁の記述はないと理解しております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 大体そういう認識だからおかしいのです。加賀資料を見てください。裁判資料というのは難しいから、こんなもの言ったってだめだから私が解説しておる。川崎重工はこう言っておる。消費税3%を新潟地裁は5%と計算して間違っておる。それから、佐渡市が頼んだ弁護士は公正取引委員会の審判判決の丸写しを立証しただけだ。だから、2,500万円は高い、1,200万円ですと、こう言っておる。これを受けて東京高裁はどう言っておるかということ、本件諸般の事情を考慮すれば弁護士費用は1,200万円、これでいいと。民事訴訟法248条により裁判所は判断すると、こうなっておる。どうですか。

間違いないですか、間違いないですか。

○議長（祝 優雄君） 藤井政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、諸般の事情を考慮すればという記載はございますが、その諸般の事情というところで川重の意見をそのままのんだということになるかどうかについては、そこを認めたというわけではないと理解しております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） いいですか。川重が厳しいことを言った。こんなもの弁護士に頼んでやった仕事かよと、こう言っておる。それに2,500万というのは高いと、1,200万あればたくさんだと、こう言ったのです。それに対して高裁は、民事訴訟法第248条で判断すればとしている。あなたは、これをどう読んでおるのですか。

○議長（祝 優雄君） 総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） お答えいたします。

高裁が示した弁護士費用相当額というのは、民事訴訟法に基づいて川重側に負担すべき金額を示したものと理解しております。よって、佐渡市が弁護士に支払う費用というわけではないというものでございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 川重が2,500万なんか払うような仕事しておらぬぞと、こう言っておるのだ。それに対して東京高裁は248条に照らして判断すれば川重の言うとおりとは言っていないが、1,200万円でいいと、こう。それが損害額になっておるが、これは認めますか。

○議長（祝 優雄君） 総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） 議員ご指摘のとおり、川重側に2,500万円の負担は高過ぎて1,200万円で十分だということを示したのは事実で、私もそう理解しております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長、私はこんな難しい質問をするのに、これ2週間前にあなたたちにこの資料を渡しておるのですよ、解説までつけて。しっかり勉強してください。だから、2,500万の弁護士費用は高過ぎますよと言っておるのだ。そう言った一審判決は覆して弁護士費用の損害額は1,200万としたのだと。これを踏まえて弁護士と交渉せぬで何をもって交渉するのですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） お答えいたします。

先ほどもご答弁申し上げましたけれども、6月11日に弁護士から私のところへ来ていただきまして、その説明を受けたというその中におきまして、今議員がおっしゃったように2,500という、1,200という、半分になったわけですから、こういうことからすれば、市があなたにお支払いをする金額は1,200でいいのではないですかということから実は話を始めました。これは事実であります。その結果、判決で示された弁護士費用相当額と市が委任契約による弁護士費用というものは裁判の上において直接の関係はないのだと、こういう答弁をいただいた。そのとおりですかということで今来て、しかしそこで調整の余地はありますので、こういうことでございますので、では調整してくださいよということでお帰りをいただいて、今やってるということでございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 時間の関係ではしよっておる。私もそのことを言うと、これは損害額として計算された額だ。そこで聞くんが、弁護士との間に成功報酬の決まりがあるはずだが、それは幾らですか。

○議長（祝 優雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（児玉龍司君） お答えをいたします。

弁護士との契約の中での成功報酬の内容でございますけれども、経済的利益の4%、これについては裁判所が判決を出した額、それに今回補助事業になっております。この補助金を差し引いた額でございます。その4%プラス738万円掛ける0.8、これは0.2は値引きというか、そういった部分でございます。プラス消費税でございます。

以上でございます。

○22番（加賀博昭君） 金額言わんかい。

○環境対策課長（児玉龍司君） 失礼いたしました。

今現在の試算では1,871万1,992円ということでございます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） いいかい、市長。聞いてくださいよ。1,200万、2,500万でけんかせよというのではないのです。2,500万と1,200万円では52%損しておるわけです、こっちは。ところが、一方でこの裁判が終わったら1,871万1,000円払うよと、こういう契約結んであるのだ。印判押してあるのだ。この金額について交渉せよと言っておる、私は。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 2,500万と1,200万というのは、話を持っていく前の段階でございまして、2,500万と言っているのだけれども、裁判所で1,200万になったではないのと、したがって契約をしているこの報酬にも当然そういうものが影響を及ぼすのではないですかということで今交渉しているわけですから、当然のことながら2,500万、1,200万ではなくて、1,871万1,992円に対してどう調整をするかということで今やっているということでございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） あなたが言わぬからおれが言った。いいですか。ここでけんかせねばならぬ。おまえ二審何もやっておりはせぬではないかと、それで着金がつぼり取っておるではないかと言ってこれから交渉してください。こればかりやっておりたいのですが、やっておれぬ。18分くらいしか残っていない。

そこで、次にどん詰まり市政の居眠りトキマラソンをやる。市長は、スポーツ財団の評議員のトップになっておりますが、間違いございませんか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 評議員でございます。トップとかということは、評議員というのは……

○22番（加賀博昭君） 評議員のトップと言っておるのではない。トップに書いてあるという……

○市長（甲斐元也君） トップには書いてありますが、評議員長とかというのはございませんので、評議員でございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） そこで、加賀資料を見てほしい。加賀資料の8、専務理事の責任は重大と書いてある。それでは、お聞きするが、スポーツ財団に対する補助金というか、負担金は幾ら出していますか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） 財団への負担金ですけれども、スポーツイベントを含めて5,254万8,000円です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） この事業、23年と24年に出しておる。合わせて幾らですか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） 平成23年度で合計額が4,845万、先ほど述べました24年度で5,254万8,000円ということで、約1億円が支出されております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） きのうちから聞いておれば、きょうもそうだ。コースを間違えたとかなんとか技術的なことを言っておる。そうではないだろう。2年間で1億99万8,000円だ。こんな莫大な金をやっておって、トキマラソンごときのコースを間違えるとは何事だと、こう言っておるのです。どう考える。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私も何事だという気持ちでいっぱいです。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） では、もうちょっと厳しいことを言う。この専務理事と言われるのは、あなたの後援会ですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私の後援会員ではございません。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） あなた後援会ではないといったって、彼も東京農大出なので、あなたそれみんな集めて後援会にしたではないですか。いいですか。私は、余り細かいことは言うつもりはないのです。今ほど明らかになった。2年間で1億を超えるお金をやっておるにもかかわらず、その事実上の現場責任者。専務理事がおってこのていたらく。これをどん詰まり市政と言うのだ。

いいですか。もう一つ聞く。あなたが選挙が終わって、おれも選挙が終わったのは4月の8日なのです。トキマラソンまで何日ありましたか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 22日でございます。

○22番（加賀博昭君） 22日は終わった日。

○市長（甲斐元也君） はい。ですから、22引く8で、2週間でございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） よく聞いてください、皆さん。選挙運動に血道を上げるのはいいのです。私は、選挙大好きなのです。だから、公務員が選挙どうこうのやってはならないというのは、あんなものは半端者

だと、こう言っておる。やればいいのだとおれは言っておる。しかし、おのれがつかさどっておる仕事をいいかげんにしてはならぬ。私はこう思うが、あなたは思う。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 専務理事が仕事をまじめにやらなかったという意味ですか、今の質問は。私ちょっと意味がわからないのですけれども。

○22番（加賀博昭君） 市役所の職員がろくなことをせぬと、あなたが報酬カットなんていう責めを負うわけだ。少なくとも組織の長たる者は、そういう責任があるのだということから申し上げておる。

○市長（甲斐元也君） そのとおりです。そのとおり、職員が問題を起せば私の責任だということは当然でございます。ですから、職員の教育をこれから一生懸命やっていくと、こういうことになります。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 教育長、よく聞いておいてください。きのうの質問も聞いておる。ほかの連中から質問聞いておる。いや、コースを間違えたのでございます、コースの指揮者がおらなかったのも、言わなかった。そうではないだろう。どん詰まりの根源は、その組織を動かしておる親分、この親分が何だかんだいって責任があるのではないかということを私は聞いておる。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 当然私がその責任を、大会長でもありますし、それは責任をとりますというか、申しわけございませんと言っていち早くおわびを申し上げたところでもございますし、これからもこういう事態が起きないように一生懸命頑張りますということでございますので、私が最終的には責任をとらなければならないということは当然でございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 私は、責任とれと言っておるのではないのだ。物事の仕組みというのはそうだろうと。あなたたちは、技術的なことだけ言っておる。コースを間違えるなということをしっかり言わなかったから間違えた。そうではないだろう。この組織を動かしておる根幹にかかわるものについては、どう反省会をやっておるのだ。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） 加賀議員の質問についてお答えします。

4月29日に事務局、協議会、あと行政が検証会を行いまして事実の確認を行いまして、今後の対応策、あるいはコースの見直し等について検証会議を行っております。

○22番（加賀博昭君） さっきそれは教育長が答弁したのです。おれは、改めて言っておるのだ。

○議長（祝 優雄君） 待ってください。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） いや、そうではないのだ。彼は手を挙げておるのです。

○議長（祝 優雄君） 先にあなたが質問してください。

○22番（加賀博昭君） おれはしたというの、さっき。

○議長（祝 優雄君） こっちは、もう説明しておるのだから。

○22番（加賀博昭君） おれはしたというのだ。

- 議長（祝 優雄君） 説明は、今課長がしたのでから。
- 22番（加賀博昭君） 教育長が答弁したことに対して……
- 議長（祝 優雄君） あなたのほうでもう一度話をしてください。
- 22番（加賀博昭君） 教育長、答弁してください。
- 議長（祝 優雄君） ちょっと待ってください。同じことを聞くのですか。
- 22番（加賀博昭君） そうです。同じことといたって立場が違うでしょう。
- 議長（祝 優雄君） だから、もう一度あなたのほうで質問してください。
- 22番（加賀博昭君） 今市長に私が質問したのと同じことをあなたに質問する。お答えください。
- 議長（祝 優雄君） 教育長。
- 教育長（小林祐玄君） では、お答えいたします。

コース指示を間違ったということで、本当にこれは基本的なミスだと思っております、こういうことがほかのことにも起きないように、私たちは襟を正してしっかり職務に専念してやっていきたいと思えます。大きなミスの裏には中くらいの10個のミス、中くらいの10個のミスの裏には小さい100個のミスがあるというようなことを以前危機管理の講習会とか研修会で聞いたことがありますので、本当にそういうことは襟を正して私たちがしっかりやっていかなければいけない、そのように今思っております。大変申しわけございませんでした。

- 議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。
- 22番（加賀博昭君） あなた24日の反省会に出ておりますか。
- 議長（祝 優雄君） 教育長。
- 教育長（小林祐玄君） お答えいたします。

私は出ておりません。

- 議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。
- 22番（加賀博昭君） 市長、聞きましたか。こんなざまなのです、どん詰まり市政というのは。
- さあ、そこで聞く。専務理事が来て、自分の立場として深くおわびしましたか。
- 議長（祝 優雄君） 社会教育課長。
- 社会教育課長（渡邊智樹君） 当日につきましては、専務理事、局長からおわびのあいさつがありました。
- 22番（加賀博昭君） どう言いましたか。
- 社会教育課長（渡邊智樹君） あってはならない大きな過ちを犯したというところで深くおわびのあいさつがございました。
- 議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。
- 22番（加賀博昭君） 市長、聞きましたか。少なくともこれだけのことをやったと。教育長は、そのときは教育長ではなかったのだから。そうだな。前の教育長だな。よし、それはそれで勘弁をしてやるが。これを行っていますと、また質問残しができてしまうのです。ここで次に移ります。

同日選挙、このピラを一遍刷って、勘弁してくれ、それ刷り直してくれと選管が言っておるのですが、その事実を認めますか。

- 議長（祝 優雄君） 木下選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（木下 勉君） お答えします。

加賀議員が公示前にこのビラを持ってこられた、それを私どもが受け取りまして、ただし私どもが正式に受け取るものではなくて、持ってこられたものを参考にいただいて、それを私らがまたご助言等申し上げた事実がございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 助言ではないのではないですか。県選管へ送ったら、この部分が問題になるよと言ったのではないの。

○議長（祝 優雄君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（木下 勉君） このビラは、大桃候補の法定ビラというお話はございました。

それで、私らもこれについての内容を選管がどうのこうのと言う立場ではございません。ただし、その内容につきましては私らも管理執行上の問題等もございしますので、私らの中での判断と、また県選管にもご相談申し上げたことはあります。その中での回答として同時選挙の中において一方が一方の候補者の名前があるということが今回のご指摘の146条のところに抵触するおそれがあるというお話にはなりました。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長、聞きましたか。どこも皆だめなのだ。選管に至っては刷り上がってから、加賀さん、申しわけない、県選管に聞いたらここの部分を直してもらわぬと困ると、こう言ったのです。それぞれのつかさつかさ、専門家でしょう。それが県選管に指摘されてから印刷し直してくださいと。2万枚印刷するのです。新聞折り込みは1万6,000、あなたもやったから知っておるだろう。こういう状態について、あなたはどのように思いますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 刷り直したとか、そういうことについては私も知りませんでしたけれども、いずれにしてもそれぞれの部署でやっているわけでありますから、的確なる判断ができるように日ごろから研さんに努めると、これはもう大事なことでございますので、改めまして教育の徹底に努めてまいりたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 私は、きょうの質問はどん詰まり市政の居眠り行政は放置できぬという、この一点でやっておるからみんな関係ある。そこで、選管の委員長に改めて聞きたい。この4年間の政治をたった1週間で始末つけるのです。論戦をやらねばならぬのです。そこにそういう制約があるということはいいか悪いか、一選挙民としても判断してお答えください。

○議長（祝 優雄君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（川島一三君） お答えいたします。

きょうは、選管委員長として招集されておるものですから、この場で私の私見と言っても誤解を受ける点がございしますので、答弁は勘弁していただきたいと思います。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 答弁しやすいだろうと思って言ったら、おれは選管委員長で出席しておると。選管

委員長としてはどう考えておるのかお答えください。

○議長（祝 優雄君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（川島一三君） 同時選挙になりますと、今議員さんが指摘されたように公職選挙法146条に、場合によると文章等で抵触するおそれがあるということでございますので、それは別々であればそういうことはないというのは火を見るより明らかであります。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） この辺でとめておくが、市長、わかったですな。今のままではどうしようもないのだと、こういうことだ。

そこで、あなたと議会と相談すれば決まることなのです。今後相談する意思はありますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） まず、物には順序がございますので、議員がご指摘のように職員の教育を徹底してやってまいります。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 私の聞いておるのは、今のままでは選挙運動に制約が出てだめなのだと。これは、あなたと議員が別々ならそういうことは起こらないのだと言っておるのです、146条に照らして、そういうふうにしたほうが私はいいと思うが、あなたこれから考えてみますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 先ほどご答弁申し上げましたように、私もまだまだ素人でございます、本当にそういう点では勉強不足でございます。そういう判断が選挙管理委員会のほうからできるような人材を育てていくという訓練をこれからさせていただきます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） これは、あなたはおれがこれだけ懇切丁寧に質問しておってわからぬのだから、わからぬ者にこれ以上言うということはプロとしては……

○市長（甲斐元也君） いや、わかっております。

○22番（加賀博昭君） わかっておるけれども、とぼけておることだな。それでは、そういうことできょうのところは勘弁してやるかな。この後、これはどうしたって議会にはその特別委員会というのがあるのだ。ただ定数減らせばいいというものではない。中身をしっかりやらねばならぬから、そこでまた審議してもらえばいいと、こう思うからあと譲って。

次に、佐和田の体育館で聞きたい。一体佐和田の体育館、何で間違いをやったのだかと、こういうことなのだが、一体県の申請についてどういう職員が対応したのですか。県に申請したのですか。林地改良というやつは。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 当初最初から森林法がひっかかっているということを把握できなかったということでございまして、これについては社会教育課のほうで、いわゆる教育委員会のほうでそれをこういう事態があるということが発覚をし、教育委員会のほうから作業を始めたということでございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 私は、参考までに農林水産課に電話入れて、林業の担当出てこいと、おまえさんはこの問題でどのような相談にあずかって、どういう作業をしたかと聞いたのです。やっておりませんと言う。悔しかったら、いや、それは違うというなら課長答弁してください。市長が答弁してもだれが答弁してもいい。

○議長（祝 優雄君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） その時期は、いつの時期でしょうか。

○22番（加賀博昭君） きのう電話した。おれは葬式に出ておったから葬式から電話している。

○農林水産課長（渡辺竜五君） そうですか。私のほうと北嶋補佐のほうで今話をしております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 森林のことなら農林水産課だろう。そこがどうかかわったのか、課長、答弁してください。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

当初森林の開発につきましては、県に申請するものでございまして、我々のところに申請行為があるものではございません。そういう形の中で我々は当初の段階では森林のあれについては把握していなかったというのが現状でございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） どん詰まり市政の居眠り行政の最たるものなのだ。こんなの簡単なのだ、おれがこれから言えば。あなたは、こういうことなのだ。専門家の職員が農林水産課におるのだらう。それに相談もしなかったというのはどういうことなのだ。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今回の問題につきましては、森林法は農林水産課でございまして、いろんな問題がありますので、上下水道課長、それから建設課長が、課長ですから、その課長を、もちろん社会教育課長もそうでございますけれども、その中でグループをつくって、今どういう対応があるのかということを検討させておって、それに基づいて私がお願いすべきところはお願いをする、調整をすべきところは調整するという段取りで今進んでいるということでございまして、農林水産課に全く話をしていないというわけではなくて、課長はもう自ら常に出ておりますので。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 今、市長の答弁はそれぞれのつかさつかさが寄って専門的な知恵を出し合ってやっておるというような答弁をしておるのだ。それでは、そのチームはどういうプロセス、つまりこういう会議を開いてこうだというのであれば、どなたがお答えする、お答えください。私はそんなことやっておりはせぬと言っておる。

○議長（祝 優雄君） 藤井総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） お答えいたします。

先般の議員懇談会前後から関係課長を集めまして、私が全体的な調整等も取りまとめているところでございます。例えば昨日も本会議後に各課長を集めまして事情聴取、今後の方向性について整理をしている

真っ最中でございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 私は考える必要ない。すぐ立てる。それでは聞きますが、これの決裁権を持っておる、つまり許可決裁権を持っておるのはだれだと思いますか。もちろん佐渡市のことなら市長です。しかし、そうではない。ちゃんと決裁区分はあるのです。どなたですか。

○議長（祝 優雄君） 総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） 決裁というのは、今回の体育館事業を進める上のどの段階の決裁でしょうか。

○22番（加賀博昭君） いや、そのことではなくて林地開発の許可でしょう。

○総合政策監（藤井裕士君） 今回の事業につきまして、森林法の開発等の権限を持っているのは県でございます。

○22番（加賀博昭君） それは当たり前だ。それは、おれがさっき言った。市のことなら市長だろうと、県なら知事だろうと。しかし、決裁区分というのがあるのだ。

○総合政策監（藤井裕士君） 県の内部で。

○22番（加賀博昭君） はい。

○総合政策監（藤井裕士君） 振興局と理解しております。

○22番（加賀博昭君） あなたは、自信を持って答弁しなさい、おれがまた質問する。

○総合政策監（藤井裕士君） 振興局でございます。本庁ではない、振興局です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） この間の議員懇談会だっとう言っておるのだ。振興局とやっておったけれども、本庁へ行ったらクレームがついたと、こういうことなのだ。あなたは、そこから出ておりはせぬではないですか。しょうがないから、時間がないからおれが言う。開発許可は局長です。いいですか。わかっていますか。開発許可は局長。県の局長だ。局長の決裁で許可は出るのだ。そうすれば簡単ではないか。簡単だと思うのです。市長は、何にもやっておらぬということだ。あなたが行ってぺこぺこ頭下げぬでもいいのです、これは。事務レベルでやれることなのです。どうします。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 事務レベルというのは、どの段階のことをおっしゃっているのかわかりませんが、地域振興局で言うならば副部長と、それから県でいうならば治山課長、これと今話を私はしていると、こういうことでございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 農林水産課長に聞く。これは面積は幾らだ、市が申請しておる。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

全体で3.1ヘクタールだったというふうに記憶しております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 3ヘクタール、3町歩ではないか。そんなのに大騒ぎをするほどのことはない。さっさとやりなさい。だめなら教えてあげますが、今ここでやってはメンツがないだろうと思うから、ここ

でとめておきます。うそではないです。私が教えてあげます。

それでは、こればかりやっておれぬから。しかし、これは問題あるのだ。ここでやるか。私の通告の中に行革は職員の意識改革からやらねばならぬと、こう言っておるのですが、あなたは意識改革のキーポイントって何だと思っていますか。課長のも含めてお答えするならお答えしてください。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今自分がやらなければならない仕事は何であって、それをどういう目標を持ってやっていくかということを自分自身が進行管理をする、その能力だと思っております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） あなたの言うておるのは抽象的だ。私は、こう思っておるのです。意識改革とは知識の蓄積、これの実行だ。

次に、課長職は何が足らぬかと。貫禄の欠如だ。昔両津の市役所の職員は課長はおっかないと言っておった。何でおっかないと言っておるか知っていますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 存じ上げておりません。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） いやしくも40年近く役所の飯を食った課長というのはいろいろな知識を蓄積しておる。おまえ、これはこうやらねばならないのだ、おまえこうやらねばならぬのだと。つまりヨイトマケの頭取みたいなのなのです。だから、みんなが大工なら棟梁さんありがとう、棟梁さん教えてください、こうなっておる。最近、課長がばかにされておるからだめなのです。課長も貫禄を備えなさい。この教育は必要だと思うが、どうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） もちろん知識の蓄積も必要でございますし、貫禄も必要であります。そういう意味におきまして、この貫禄というのはただふんぞり返っているだけではなくて、やっぱり課長として、部下が見ていてこの課長ならついていけるというその実力を持っていて初めて貫禄がつくのだらうと思っております。そういうことでこれから進めてまいりたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それでは、今度主要政策の成功に向けての実践についてお聞きします。

あなたは、空港問題を一生懸命やると、こういうふうなことを言っています。私は、めどをつけたのですが、知っていますか。地権者同意のめど。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 地権者の同意についてのめどを加賀議員がどういう形でつけたのかわかりませんが、今各地権者と話をしている段階でございますので、私どもは私どもで今一生懸命やっているということで、加賀議員が決着をしてくれたというならばぜひ教えていただきたいと思っています。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） これは公開、テレビに映るわけです。あなたにもそうあまり深い答えはさせられないし、私も言えない部分があるのです。しかし、あなたに加賀の悪口を言われておる間に、私はちゃんと

政治家加賀としておれが今やらねばならぬことは何だろうかと、副議長を半年も延ばして頑張ったが、後を任せたら成功できなかった。しかし、おれにも責任あるなど。私は、今段取りを立てています。そのことについて、これも答弁させるとややこしいことになる。テレビに映るから答弁はさせませんが、政治家というのは大事なことにについてはしばしも休まず、そうしなければならないと、そう思うのです。とにかく力をはかしてやるから、馬力をかけて同意をとって県の鼻を明かしてやってほしいと。このことだけ答弁してください。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私自身も先ほど御答弁申し上げましたように、一生懸命これはやっていかなければならないし、県営空港であっても、佐渡市がやる、私がやるべきことはただ一つ、地権者の同意をとるということでございます。先ほど議員がおっしゃっていましたが、40年間の経歴もでございます。そして、市民から慕われるのは愛情があるということでございますので、愛情を持って今後とも御指導いただきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 病院問題は、もう細かい質問をせぬでも私が高野市長に課した宿題があるのです。それは、塚本部長は承知しておるか、お答えください。

○議長（祝 優雄君） 塚本両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（塚本寿一君） お答えをいたします。

宿題というのは、医師確保の件でありまして、市長が先ほど答弁を申し上げたように内科医、外科医、整形外科、この医師を確保するというのが宿題でありまして、特に整形外科というのは確保することそのものが非常に難しい状況ではありますが、それについては特に頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長、これは難しいのです。難しいことをやるところに価値がある。私は、手順はあると思っておりますが、あなたは今病院管理者でしょう。それも含めてお答えください。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 前市長からそういうものの引き継ぎというのはいたしておりませんが、お医者さんが足りないという事実は全くの事実でございまして、何とか確保していかなければならない。そして、今やっているのが全国自治体病院協議会への募集の登録とか、あるいは新潟県医師会へのドクターバンクへの登録と、こういうようなことを今やっているということでございますが、私はそれだけではだめなので、先ほどご答弁を申し上げましたように、やっぱり新潟大学なり市民病院なり、あるいはそれ以外のつてを伝ってお願いに上がるということをやっていかなければならないなというふうに感じているところでございます。そういうことで行動したいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 相当バイタリティーにやらねばならぬと思います。頑張ってください。また手をかさねばならぬところはかしてやります。

さあ、そこで全国で野菜工場というのが今注目を浴びていますが、今全国に野菜工場というのは幾つありますか。

○議長（祝 優雄君） 島づくり推進課長。

○島づくり推進課長（藤井 光君） お答えします。

申しわけございません。資料が手元にございません。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 現在農林水産省と経産省が株式会社三菱総合研究所に調査をさせたものがある。それは50カ所、日本全国で。それで、そのうちビニールハウスと電気をあわせてやったのが16カ所、電気だけのやつが34カ所、合わせて50カ所。さあ、そこで最近日進月歩ですが、県が最近これの事業公募を企業にかけています。それどのぐらい集まったと思いますか。

○議長（祝 優雄君） 島づくり推進課長。

○島づくり推進課長（藤井 光君） お答えします。

店舗に県が植物工場設置ということで募集をしまして、6月下旬に審査するという事になっております。私が聞いた時点では、10企業が申請をしているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） これは急速に進んでおる。これもどん詰まり市政の居眠り行政の最たるものだ。私が相模原へ連れて行って2年たっておる。やるかやらぬかは別にして、何か調査結果の成果というのはあるものですか。

○議長（祝 優雄君） 島づくり推進課長。

○島づくり推進課長（藤井 光君） お答えをします。

平成22年度に職員が加賀議員と一緒に相模のほうへ視察をしております。その報告ということで残っております。初期投資がかなり要るということと、ランニングコストがかさむということで、実際には250万ぐらいの赤字になるのではないかということの報告があります。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 最近新潟県の新潟電子工業、これはシャープがこれを見込んで長い電球をLEDにしたと、見込みが立ってきたということでこの事業に参入したということを知っていますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） それについては情報を得ております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） これから急速にこういうのが出てきます。特に震災の関係で向こうは土を使えないということ、これが出てくるのですが、遅まきながらしっかり勉強したらいいと思う。やる、やらぬは別だ、そう思いますが、どうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 従来の野菜工場というのは規模が大きくて、いわゆる大企業等がやらなければなか

なか採算が合わなかったということがございます。しかし、今議員がおっしゃるように日進月歩、小型化をして、そういう施設ができつつありますし、島内の企業においてもそういうことを始めているということでございます。そういう意味では、コンパクトなものができ上がっているということでございますので、これからはその導入につきまして研究をしていかなければならないし、現にもうそれを入れて実証をしているところもございます。今お話ございましたLEDとも関係があるわけではありますが、そういうことについてこれから積極的に取り組んでいかなければならないと思っております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 先ほど柏崎刈羽原発についてご答弁いただきましたが、この一番怖いと言われるのが燃料、つまり燃料棒だと言われておるのです。これが日本全国で柏崎は何番目ですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 使用済みの燃料棒でございますが、柏崎刈羽は全国で1番だと思っております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） そう争うことはないのですが、1番は東海第二なのです。これが3年1カ月しかない。柏崎は3年半なのです。5カ月ほどここよりは長いのですが、いずれにしても3年しかもたないのです。そんなものを稼働したら、それではどうするのだ。3年たったらまたとめねばならぬという話になるのだが、私はそう思いますが、いずれにしてもこれは議論するところではない。こんな危ないものはごめんこうむると、こういう姿勢をとらねばならぬと私は思うのだが、その1点をあなたに確認をして、1分残していますが、終わります。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 先ほどもご答弁申し上げましたけれども、それは危ない状況であって、なおかつ安全性ということが我々なかなか把握はできないわけでございますので、安全、安心の視点から原発の再稼働というのはあり得ないということを私は申し上げたわけでございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） きょうの質問は、どん詰まり市政の居眠り行政ということで各般にわたって論戦をやりました。それは、決してあなたたちを困らせることではないのです。ここがポイントですよということを申し上げたのです。肝に銘じてこれからの行政運営に当たっていただきたい。最後に甲斐市長から答弁を求めて終わります。

本当に終わります。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 二度と一般質問におきまして、どん詰まり市政の居眠り行政は放置できないなどという質問をできないように一生懸命頑張っております。

○議長（祝 優雄君） 以上で加賀博昭君の一般質問は終わりました。

ここで、休憩とします。

午前11時47分 休憩

---

午後 1時30分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

近藤和義君の一般質問を許します。

近藤和義君。

〔20番 近藤和義君登壇〕

○20番（近藤和義君） 民主党の近藤和義であります。本定例会最後の一般質問をいたします。

私は、近藤資料ナンバー1のとおり、去る4月24日に県内で初めての北方領土返還要求運動の功績に対して大臣表彰を受けました。北方領土返還要求運動新潟県民会議は来年30周年を迎えます。たまたま私が会長をしているので、受賞しましたが、長年にわたりともに運動を展開してきました加盟32団体の皆様始め、多くの同志の皆様全員が受賞をしたものと考えています。私は、全国の都道府県民会議の中で最も長く会長に在任していますが、今後もライフワークとして領土問題に懸命に取り組んでいきたいと決意を新たにしているところであります。

さて、2010年11月1日、メドベージェフ前大統領が日本側の中止要請を無視して北方領土国後島に足を踏み入れました。これには平和ぼけをしている日本国民も目をむきました。時間にすればわずか4時間の滞在でしたが、少なくとも過去の日露交渉の歴史を劇的に後退させるに十分な暴挙であり、ロシアが北方領土問題で最も鋭いきばをむき、反対に日本にとっては最も屈辱的な歴史的瞬間でありました。日露が1855年、安政元年2月7日に北方四島は日本の領土と明確に決めた日露通好条約締結以来155年間、ロシアの最高指導者が北方領土に足を踏み入れたことはただの一度もありません。メドベージェフ氏の国後島上陸の1カ月余り前の2010年9月27日、同大統領と中国の胡錦濤国家主席の首脳会談が北京で行われており、ここで両国は第2次大戦当時の同盟国として、対日戦勝65周年を大々的に祝っています。この首脳会談の3日前に尖閣諸島沖で起きた海上保安庁巡視船への中国漁船の体当たり事件で逮捕された中国人船長を日本政府が処分保留のまま釈放してしまいました。日ロ首脳会談で両国は、日本はくみしやすく、恐れるに足りずと小躍りをしたい心境だったと容易に推測はできます。この日本の対中外交の大失態が結果してメドベージェフ氏の国後島強行上陸を決断させたと言われています。対日戦で共闘したとの歴史認識をロシアは北方領土の領有権、中国は尖閣諸島の領有権主張にそれぞれつなげる構図がこの首脳会談で鮮明になり、これが北方領土の背後には中国がいて、尖閣の背後にはロシアがいると言われているゆえんです。本年3月4日、ロシア大統領選でプーチン氏が勝利しました。選挙直前の3月1日、彼は外国メディアに対して、日本に歯舞、色丹2島を引き渡して領土問題は最終決着すると宣言をしました。これに比べて、日本のていたらくぶりは目に余るものがあります。2006年夏に歯舞群島周辺で、日本漁船がロシア国境警備隊に銃撃をされ、1人が死亡、船長は船体もろとも連行されましたが、そもそも北方四島は自国の固有の領土と主張している日本が根室に近い自国の領海で漁をするのにロシア側に毎年3億円もの巨費を秘密裏に払っていること自体が私には全く理解できません。北方領土と同様に竹島も歴史的にも国際法上からも日本固有の領土であり、韓国が領有したことは歴史上一度もありません。しかし、韓国は一方的に引いた李承晩ラインを根拠に、現在竹島を不法に実行支配をしています。尖閣諸島は、まだ不法占拠されてはいません。日本は、今からすぐに東京都知事が言うように日本最南端の防衛施設などを建設しなければ、中国に実行支配されるのは時間の問題であると私は考えています。

自国の領土は自分で守るしかありません。竹島や北方領土のように突然敵の軍隊に占拠され、建造物が

建てられてからではその奪還が極めて困難であることは歴史が語っています。また、北朝鮮に拉致された被害者の多くの皆さんもいまだ帰国されてはおらず、日本が抱える隣国との解決すべき問題は山積していますが、その解決の目途は全く立っていない現状です。しっかりと権利を主張できず、国民の安全を海外の脅威から守れない日本は、主権国家としての体を全くなしてはいません。この問題の起因の一つは、戦後の国家意識なき民主主義教育による国家主権の原点の喪失にあると言われていています。加えて、現在の日本は自国の領海、領空を侵犯されても日本からの厳しい対応をとることができません。2008年12月8日、中国の海洋調査船2隻が尖閣諸島付近で何と9時間半にわたって領海侵犯を続けていましたが、日本は黙ってこれを見ていました。これが逆の立場であつたら、瞬時に日本の船は粉にして沈められたと確信します。日本の現行憲法は、戦後アメリカによって強制的に押しつけられたものであり、主権を持つ国家として自主憲法を制定することは至極当然のことと私は考えています。テポドンや核ミサイルを撃ち込まれても戦争放棄をしていては、国民を守ることは絶対できません。

これらの問題を含めて具体的に質問します。1、領土問題と国家主権、現行憲法に対する市長見解。2、新庁舎建設計画の経緯と今後の対応。3、4月3日から4日の暴風雨による農業水産業被害状況と市の対応策。4、原発に対する市長見解と新エネルギー促進協議会の進捗状況。5、離島ガソリン流通コスト支援事業の補助単価改定に対する市長所見。6、住宅リフォーム事業は継続すべき。7、社協の運営費助成は継続すべき。8、両津港駐車場整備の具体策。9、市が計画している相川地区公共施設（支所、消防署庁舎、保育施設）の建設予定地の防災性に対する市長見解。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、近藤議員の一般質問に対してご答弁を申し上げます。

まずもって北方領土問題に多大な功績があったということで表彰をされまして心からお喜びを申し上げますとともに、今後ともご尽力をされんことをご祈念申し上げます。

さて、領土問題という点におきまして、佐渡市も国境に接する離島であります。離島は国土周辺部及び国境域の保全管理を始め、豊かな自然環境の保全等、独自の使命を果たす我が国の重要な国土であると考えております。政府におきましては、相手国に対して毅然とした態度を持って解決する対応をしていたくことを期待いたしているところであります。

先般離島振興協議会におきまして、これらの議論も出てまいりました。過去におきましてもこれらに対して国に強く要請をいたしておるところであります。しかし、国はなかなか動いてくれないという実態があるということを聞いておりまして、歯がゆい思いをしているわけでございます。ぜひ政府としては毅然たる態度をお願いをしたいということであります。

また、現行憲法につきましてはいろいろと国民の間におきましても、さらに多くの各政党間におきましてもいろんな議論、いろんな考え方があるということは承知をいたしておりますが、まず現行憲法の前に国防と外交は国の大きな仕事であります。この仕事をなし遂げるために、まず対等の立場で外交力を身につけることを望むものであります。独立国としてこれを自分たちの国を守るという、このことに向けまし

ての憲法改正ということであるというふうに考えておりますけれども、それに向けましてぜひ国におきましてご尽力をいただきたいというふうに考えているところでございます。

次に、新庁舎、いわゆる庁舎建設につきましては、私は何度も申し上げてまいりましたが、1つは財源をどう確保するのかということがあります。もう一点は、これから年々財政が厳しくなる中におきまして、本当に市民のご意向がそこにあるのかどうかということを確認をしていかなければならないということをお願いしてまいりました。1点目の財源につきましては、合併特例債が5年延長、これはお聞きするところによると本日成立する見通しだということも聞いております。しかしながら、合併特例債の期限延長とは別に、地方交付税の平成26年度以降の削減が確実に始まるということもしっかりと受けとめていかなければなりません。今後は、私どもは行政をつかさどる立場として、合併協定書において新庁舎の位置につきましては金井町千種沖地区と明記されておりますので、それらを尊重しながら、財政的にも厳しくなる中でありますので、市民の皆さんの意見を尊重し、判断をしていかなければならないというふうに考えておるところであります。

次に、4月3日、4日の爆弾低気圧における農業、水産業被害の状況と市の対応についてであります。農林水産関係の被害総額は約14億円であります。市では、共同利用施設の復旧支援や金融支援とともに、廃材や廃船の処分にかかわる経費の支援を進めているところでございます。具体的な内容につきましては、農林水産課長に答弁をさせます。

次に、原発に対する見解でございます。一般質問でもお答えをいたしましたところでございますが、原子力発電は今電力の約3分の1を賄っている。さらに、その安定性、経済性、あるいは地球温暖化対策などの面ですぐれているということから、平成22年度には全国の電力の31%に達したわけでございますけれども、これまで基幹的な電源として位置づけられてまいったところでもあります。しかし、3.11のあの福島第一原発の事故を契機に、その必要性和再生可能エネルギーへの転換が大きな議論を呼んでいるところでございます。今最も求められているのは原発の安全性の確保であり、そのためには何よりも福島原発事故の徹底した検証であり、それに基づいた安全が確保されるということを市民、国民に徹底をするということであるというふうに考えております。佐渡市においては、これらの状況変化に的確に対応いたしまして、促進協議会の意見を尊重しながら地域特性を生かした新エネルギーの一層の導入促進のために施策を展開してまいりたいというふうに考えているところでございます。

離島ガソリンの流通コスト支援事業の件でございます。離島ガソリン流通コスト支援事業につきましては、本土に比べて割高な離島のガソリンの小売価格を実質的に下げることを目的にした国の補助事業でございます。平成23年5月1日から、市内のガソリンスタンドの協力を得ながらガソリン1リットル当たり7円の値引き販売を実施しているところであります。本年度、平成24年度におきましても継続しておりますけれども、値引き単価の見直しにより6月の1日からリットル当たり3円を上乗せをし、現行の7円から10円の値引き単価となりました。このことによりまして、さらに本土との価格差が縮まったということ、この制度におきましては大変評価ができるものというふうに考えているところでございます。

次に、住宅リフォーム事業の問題であります。これも何度か申し上げたところでございますけれども、住宅リフォームの支援事業の今後につきましては、経済対策の一環としてその必要性を踏まえた上で実施を検討してまいりたいというふうに考えておりまして、いわゆる当初予算の中で盛り込むということはな

じまないというふうに考えているところでございます。

それから、社協への運営費助成ということでございます。社会福祉協議会へ譲渡いたしました福祉センター並びに温泉施設につきましては、3年間の補助が終了した後の単体での収支の見込みは厳しい状況になるものと認識はいたしております。これらの状況に対しまして、佐渡市から譲渡を受けたその他の社会福祉施設を含めた全体の中で健全な経営につなげていただく、このことがまず重要でありますし、もう一つは活用方法等を含めまして、さらなるサービスの向上を図っていただきながら利用者の拡大につなげ、事業の継続に努力をしていただきたいというふうに考えているところであります。

両津港の駐車場の件でございます。両津佐渡汽船ターミナル付近では、例年お盆の時期になりますと船の発着時間帯に駐車スペースが不足するということが多々発生をしております。そのため新潟県と両津港南埠頭駐車場管理協議会では、南埠頭側に約125台を収容できる臨時駐車場を設置し、誘導員を配置するなど、交通緩和の対策を行っているところであります。これに関連する両津港の北埠頭への駐車場設置の具体策につきましては、地域振興課長から説明をさせます。

市が計画をいたしている相川地区の公共施設、つまり支所、消防署の庁舎、あるいは保育園ということでございます。これも以前お答えを申し上げたところでありますけれども、相川支所及び相川消防署、相川保育施設の整備につきましては、議会の常任委員会から付された意見を真摯に受けとめた上で、地元の相川地区の地域審議会にも諮問をいたし、答申もいただきながら検討を進めてまいりました。津波等の防災面については慎重に協議を行い、相川地区の高台等公共施設の建設が可能であるのかどうかも含めて検討してまいったところであります。しかしながら、相川地区の地理的条件や地域住民の要望等を考慮すると、相川支所、相川消防署の庁舎の整備につきましては、津波等の防災対策に配慮いたしました、いわゆるピロティー構造の建物にするとともに、避難誘導や避難路の整備、災害時の支援体制などに万全を期すことで、当初の計画どおり建設を実施したいというふうに考えておるところであります。なお、相川の保育施設の整備につきましては、保護者の皆様からのご理解が得られていない事実もございますので、引き続きどうあるべきかということにつきまして保護者の方々と検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（祝 優雄君） 補足答弁を許します。

渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） 4月の低気圧の被害と対策について補足でお答えいたします。

被害額約14億円のうちになりますが、農業分野として4,670万円、農地部門として1,050万円、林業部門として1,340万円、水産部門として7億4,930万円、漁港部門として5億8,170万円でございます。

支援の概要としましては、共同利用施設災害復旧事業として農業は5件、事業費として1,023万円、水産は12件、事業費として1,650万円を進めております。また、金融支援につきましては、今現在農業のほうでは総額2,500万円程度の融資申し込みが出てくるだろうというふうに今考えております。水産については、融資の申し込みは現在ありません。廃棄物処理に関する海上輸送費の支援につきましては、農業が33件、実質補助として18万円、水産が13件、13隻でございますが、約20万円を補助しております。災害廃棄物の処理、これは漁港等に着いた廃棄物処理ということで、個人のものも含めて所有がわからないものについては、すべて産業廃棄物として佐渡市のほうで支援させてもらっております。これは、7月2日で

終了になりますが、総枠予算1,500万円ということで今ごみ処理を対応しているということでございます。

あと、国が出しました被災農業者向け経営体支援事業、これにつきましては先般2日間にわたって申し込みを開始しました。その中で申請は94件、事業費が約6,400万円、支援額、補助額としては1,850万円程度かなというふうに今見込んでおる状態でございます。その他ハード整備につきましては、予算、また国の審査等含めながら対応している状況でございます。

○議長（祝 優雄君） 計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

両津港北埠頭の駐車場としての利用の具体策でございますが、新潟県と事務打ち合わせを行ってきたところでございます。期間を限定した臨時駐車場としての開放につきましては、県も理解を示しております。新潟県と南埠頭駐車場利用組合では例年、市長もご答弁いただきましたが、10日間ぐらい南埠頭に125台の臨時駐車場を設置しています。これから北埠頭に整備する緑地広場を臨時駐車場として活用することについては、期間限定で、かつ無料の条件であれば可能と伺っております。臨時駐車場につきましては、施設を含めた緑地広場の利用計画を定めた上で、南埠頭の実態を見きわめながら今後新潟県と詰めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 再質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 再質問します。

北方領土の問題は、佐渡市の皆さんにもご支援、ご理解をいただいて、一日も早く平和条約が締結できますようお願い申し上げたいと思いますが、下の写真、U I ゼンセン同盟で2時間ほどお話をしましたが、これをやっているを持ち時間36分全部終わりますので、後で時間がありましたら触れたいと思います。

市長の答弁で現行憲法について触れていただきまして、ありがとうございます。かなりいい答弁だったと私は思っています。資料ナンバー2、私のきょうの質問のメインです。新庁舎建設の経緯です。一島一市に向けた合併までの経緯、これは総合政策課資料なので、網の部分だけでも課長、読んでもらえますか。

○議長（祝 優雄君） 高松総合政策課長。

○総合政策課長（高松 登君） 網の部分だけ読ませていただきます。

新市の庁舎の位置に関し、佐和田町を含む2候補による採決の結果、金井町に決定。これに伴い、佐和田町が協議会を離脱。その後9つの市町村（佐和田町を除く）は今後の方向性を話し合った結果、9つの市町村で合併協議を進めることを確認し、平成14年10月31日に佐渡市町村合併推進協議会（任意協議会）を設置。一方、佐和田町ではにわかに住民による合併協議への参加を求める運動が盛んになり始め、平成14年12月に町長が辞職、それに伴う町長選挙（合併推進派の候補が当選）や一島一市、合併参加の賛否を問う住民投票の結果を受けて、合併協議会への参加の申し入れを行った。法手続を踏まえた後、平成15年3月16日の第5回の合併協議会から再び一島一市を目指す10市町村による合併協議が開催されることとなった。7月4日、佐渡の10市町村は、新潟県知事に廃置分合（合併）申請書を手渡した。平成16年3月1日は、多数の関係者参列のもと、開庁式を開催。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） ありがとうございます。市長は、この時分佐渡にいなかったわけですが、経過を認識しておりますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 当然私はそのときに佐渡におらなかったわけでありますから、そのときはわかりませんが、その後のいろんな調査といいますか、いろんな聞き取りの中でこのことは把握をいたしました。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） ②番、合併協定書です。1番が合併の方式、2番が合併の期日、3番が新市の名称。4番です。（1）、新庁舎の位置（合併後新たに建設する本庁舎の位置）、金井町千種沖地区とする。（2）、事務所の位置、新庁舎ができるまでの間、本庁としての事務を取り扱う庁舎の位置。現代の金井町役場とする。③番、新庁舎の位置、金井町千種沖地区とする。これ今読んだ合併協定書の約束事です。ちょっと調べてみました、図書館で。左の図が昭和42年11月30日に発行された金井町史です。見たとおり国道から下が千種沖へと、こう書いてあります。これは、新保川江の系統図です。それから、真ん中が昭和39年の国土調査の範囲です。これは「佐渡中興史」、平成16年2月29日発行されたものであります。本線より南、国府川より北、中津川と新保川に挟まれたこの区域を大字千種とされています。右側、千種沖耕地整理というのはここの基盤整備をしたのですが、明治42年から進められて県下でも有数の耕地整理だったそうです。千種沖というのは、江戸時代から本屋敷、大和田、西方、新保、4カ村の入会地であり、4カ村の人が所有していたと書かれています。合併協定書の千種沖という地名は存在しないという意見があります。しかし、今私が説明したように、千種沖地区とは本線以南、国府川以北で新保川と中津川の間の地区を指しておる。これは、明治時代以前から現在に至って使われているしっかりとした地名です。市長、これぞ存じでしたか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） きょうといいますか、議員の資料を見て初めてわかりましたが、今までの議会の中でいろんなご答弁を過去申し上げたものは読んでおりましたので、大体一致するのではないかなという感触は持っております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 3ページ目の本庁周辺の整備検討委員会の答申です。委員が書かれていますように、当時の総務部長、財政課長、総務課長、企画振興課長、社会福祉課長、農業振興課長、建設課長、学校教育課長、両津支所長、佐和田支所長、真野支所長、事務局が防災管財課長、同課長補佐、同係長、同主事、行政改革課行革推進係長、委員会の開催日が平成18年6月2日、7月26日、8月10日、10月13日、10月25日に開催されています。報告書、10月25日に出ています。18年です。これ抜粋です。まとめだけを抜粋しました。まとめ。以上の要件をあらゆる角度から検討し、審議した結果、当検討委員会としては次の結論に至った。本庁周辺整備計画の基本的な要件を早期に満たし、本庁舎及び周辺整備の周辺施設の抱える数々の課題に対処するためには、本庁舎と同規模の分庁舎を新たに建設することが必要であるとの意見が大勢を占めた。よって、当検討委員会では議会機能を含めた分庁舎（鉄筋コンクリート3階建て）の建築を上

申する。執行経費、建築費の概算が7億7,000万から8億5,000万という結論に達しています。これを受けてかどうかはわかりませんが、⑤番、平成22年3月6日の新聞記事です。これは、本会議での市長答弁、前の市長答弁です。網かけの部分が、高野宏一郎市長は2013年度中に、市庁舎に隣接する金井保育園の保育園のスペースに議会棟と行政機能の一部を移転させる分庁舎建設の考えを明らかにした。現在の市議会本会議場は本庁舎から約4キロ離れた佐和田行政サービスセンター（佐和田地区）に隣接する施設にあり、議会開催ごとに市幹部が市バスで移動するなど利便性に問題があった。分庁舎建設に伴い、同保育園は旧佐渡女子高の敷地の一部約9,000平米に移す方針。高野市長は、分庁舎建設に向け、副市長、つまり今の市長です、に指示をして準備を進めていると説明をした。甲斐さんは、まさにこれ中心になって県との交渉や地元の対策に当たったと思うのですが。今どんな形になっているか説明をいただきたい。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 当初の計画では、今言ったように女子高跡地との関連、そして、佐和田の今ここにある体育館との関連、その3つの流れの中で県とも話をしてまいりました。その結果、県警本部につきましては、当初それでいいという話で進んでまいったところではありますが、その後この地に警察の本庁舎を持ってくるということに関して地元からの反対もこれはございました。そのうちに県警本部のほうからも、奥まわっているところであるので、再考をさせていただきたいということになって、今はその状況のままでございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） つまりこの案は宙に浮いているということになっています。合特債を使わないと本庁舎建設はできないと思います。合特債は、どなたか職員が説明していたように、やっぱり災害対策を考慮するために5年間延びたという一つの要素もありますので、この庁舎は、恐らく玄関に書いてありますが、フロアが4メートル以下、3.5メートルぐらいになりますか、何か1メートル上がったところへ4メートルぐらいと書いてありました。したがって、県警にも、それから庁舎にも向かない、危ないというふうに私は思っています。

そこで、今の本庁舎はかなりの高さがありますが、あそこの付近、いろんな批判がありましたが、本庁舎の敷地は全部佐渡市が買い求めてあります。その付近にも十分な敷地面積を佐渡市が持っていますので、そちらへどうかなと個人的には思っています。これを実現するためには、とにかく合併特例債期間が5年延びて、最初の2年ぐらいで結論を出して進まないと時間的に間に合わないというふうなことも考え合わせますと、はやもう半年たっていますから、あと残りが4年半しかないという話になっていますので、至急取り組みが必要というふうに思っています。

⑥ですが、庁舎新築より改修がいいと住民投票が行われました。鳥取市役所。これは、網の部分を読むと時間がかかりますので、読みませんが、とにかく新築移転は住民投票の結果だめだと、今の耐震改修でいきなさいというふうになりました。下半分のところですが、新築移転に反対し、住民投票を求めてきた市庁舎新築移転を問う市民の会の何とかさんは、市民の良識が示された、他の自治体で市庁舎問題に取り組む市民団体がいい流れをつくるきっかけになってほしいと話した。費用は、新築移転が約75億円で、市議会がつくった耐震改修案は約21億円、いずれも合併特例債を活用し、7割は国の負担になる。市民の会は、投票期日が決まったことしの3月から市内を回り、東日本大震災からの復興を願うこの時期に新築移転に

75億円もかけるのは問題だと主張してきた。キーワードは、もったいないということが書いてあります。類似の例が全国各地にあります。佐伯市、江田島市、魚沼市、下関市、ほかたくさんありますが、とにかく今ある施設を利用してなるべくお金を使わないで建てましょうというのが今全国的な住民の意見と私は理解しています。

そこで、下の網かけ。佐渡市議会には、長年にわたる合併協議の経過や合併協定書を無視して全く別の建設地を確保、買収し、合特債により約30億円をかけて新庁舎を新築すべきとの一部の意見があります。しかし、市民感情や今後の一本算定に向けての縮減財政を考慮すると、現在まで進めてきた執行部案である本庁舎に隣接の分庁舎建設案が下記の理由により最も適当と考えています。1、平成13年6月から開始された合併協議は本庁舎建設位置が最大の争点であり、これが起因して協議会の構成市町村まで一時変更した経過がある。これらの困難な課題を乗り越えて、難産の末やっと策定された合併協定書を簡単に無視して白紙に戻すべきではない。2番目、現在の本庁舎の海拔は、1階が約10メートル、2階が約14メートル、3階が約18メートルであり、津波災害等に対応でき、隣接地に同規模の分庁舎を建設の場合も災害時の防災拠点としての機能を十分果たすことができると考えられる。3番、税金のむだ遣い、もったいないとの市民感情に対して、新築移転より理解を得やすいということであります。市長が先ほど言っていました。財源確保と合特債の関係、それと市民の意向です。恐らく市民の意向はこういう形だろうと私は考えています。そこで、次のページの合特債です。合特債の期間の延長、これは左のやつが行政の皆さんも持っているように総務省の資料です。被災市町村以外でありますので、佐渡市は5年延長の15年度までできるようにということで、右が四、五日前、6月8日に私にメールが届いたのですが、この法案は4月17日に衆議院に提出され、本日6月8日で衆議院で可決しました。野党が反対するような法案ではないので、参院で審議入りさえすれば成立する見通しです。今国会は先行き不透明ですが、佐渡の合併は平成16年3月1日なので、特例債延長の効力は25年度いっぱいまでであります。常識的に考えてそれまでに成立していないことはないので、5年間延長されると考えて結構です。衆議院議員、鷲尾英一郎、民主党佐渡支部長、近藤和義で入っています。市長に昨日お教えしましたが、きょう3時半からの参議院の本会議で可決、成立の見通しだということがけさまた私のところにメールが入っていますので、まず100%大丈夫だろうと言われています。

そこで、8番、現在の分庁方式と本庁一本化とのコストの差です。これが先ほど市長答弁にあった市民の理解と、もう一つ財源です。その財源は、まず総合政策課が長い時間をかけて調べてくれましたが、議会開催時及び出先、本庁との移動にかかるコスト差、人件費、燃料費等についてはおおむね年間1,600万円程度と推計されるという答えをいただきました。何年か前には、私は2,000万ぐらいという話を聞きましたが、かなり厳しく少な目に見積もった金額と私は思っています。そこで、この少な目に見積もった1,600万円、余談になりますが、前任者の教育委員会の学校教育課の課長にこの前会いましたら、何をそんな金額で間に合うものだと、おれは1週間5日のうち、合計すると1週間で1日以上は時間つぶれておったぞということを盛んに言っていました。小林課長、どうですか。両津から決裁もらいに行ったり来たりする時間はどのぐらいになりますか。

○議長（祝 優雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小林泰英君） 突然のご質問ですが、今現在両津の支所から本庁まで20分かかります。た

だ、会議がある場合は少なくとも5分、10分前に到着することを目指しておりますので、大体40分というのが片道の必要時間というふうに考えております。議会となりますと、これが片道1時間を要すると。1時間前に出発するというふうに心がけておるところでございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） そこで、⑨です。これ一番大事なところですよ。合特債は、きょう中に本決まりになる見通しです。合特債で本庁に隣接の分庁舎を建設した場合の年間償還額とコストの削減額との比較です。建設費が8億5,000万、検討委員会が出された最高額は7億7,000から8億5,000ですから、8億5,000とした場合、20年償還とすると年間1,250万ぐらいになります。約1,300万円の償還額であり、コスト削減額が厳しく見積もって1,600万円ですから、それを下回り、償還後は年間1,600万すべてが経費削減額となります。仮に8億5,000万で建設ができなくて10億円としても、年間の償還額はコスト差の1,600万以下になります。この計算正しいですか、財務課長。

○議長（祝 優雄君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） お答えします。

おおむねこの試算でよろしいかと思います。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） おおむねというか、この試算は正しいですか。

○議長（祝 優雄君） 財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 細かい数字の端数等は別にしまして、概算1,300万という数字についてはこれでよろしいという意味で申し上げました。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 私の意見を書いておきました。本庁一本化による年間コスト削減額は、合特債の年間償還額を上回り、税金の無駄遣いを解消できるとともに、職員の空席時間を短縮でき、市民の利便性にも大きく寄与できます。新市建設計画で残された大きな事業である本庁舎建設に行革の観点からも早急に着手をするべきだと考えていますが、市長、どうですか。先ほど言いました市長の心配する財源の問題と市民の意向、これはかなり行革になりますから、その2つ、この方法でクリアできると思いますが、どのようにお考えですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 冒頭お答えを申し上げたように、財政的なものがどうだかということ、もう一つは市民の意向がどうであるのかという、財政的な面は通るという見通しでございます。それから、市民の意向につきましては、今までも前市長が議会で答弁を申し上げた記録が残っているわけでございますけれども、そこの中では市民の賛同が得られるかどうかということが一番心配をされておったわけであるし、私もそういうことであります。今この資料を見せていただきますと、私自身はある程度納得はしますし、議員ももちろんそういうことでございますけれども、これは市民がそれで納得するかどうかということについては、やっぱりどこかで確認をしていかなければならない。その一つの材料となることは間違いないと思っております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） ナンバー3に移ります。

大型低気圧による農林と水産関係の被害の状況です。下の①、②は、私のところのビニールハウス、250万のやつが一風でつぶれてしまいましたが、この被害額14億円というのは6月8日現在の数字でしたが、その後被害額の変更は、先ほどの説明では全くないのですか。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） 被害額につきましては、随時調査をしております。その中でこの数字以降に我々が把握したものはございません。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） これが例えば共同施設、共同の育苗ハウスが倒壊した場合は国が30%、県が45%、市が20%持つと言われています。計算は、ちょっとややこしいらしいですけども。個人のビニールハウスがつぶれた場合、国が30%、市がゼロ%と聞いています。そうですか。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えします。

国の制度について3割もらえる場合、市の支援としては利子補給等の支援を考えております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 市がどんな形で利子を補給するのですか。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

県の出した8号資金において、2.55%の利息のうち、1.3を県が支援します。0.65を市が支援します。0.6%については個人支援ということになりますが、佐渡においては、これについてはJAのほうが0.6%もJAが入る場合支援しますので、農業においては基本的には8号資金について利息の対応はないというふうに考えております。水産につきましては、0.6%の個人部分が要するという形で考えています。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 全くつめのあかで、新潟市も新発田市も長岡市も小千谷市もあなたは補助体制は市単独でやっていると言いました。市長、今まで国県が補助金を出すと必ず市もある程度の補助をつけてきたという、私こういうの初めて見ました。しかも、国が30%もつけるのに市が1%も出さないと、そんなことはないでしょう。職員はやりたいけれども、市長は反対しているというような話を仄聞しますが、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 別に私が反対したからどうのこうのということじゃなくて、実は個人補助なのです、これは。個人補助なのです。新潟とか長岡でやっているというのは、大規模のハウスでございます。これ調べてもらえばおわかりなのですけども。小さな育苗ハウス程度のものについては補助もしていない実態がございます。したがって、私は大型のハウス、いわゆる国、県が支援できるような大型ハウスについては当然市が持ち出しをしなければならないけれども、個人の本当の育苗ハウス程度のものについて個人補助というものは、ではほかのところはどうするのか。建物が壊れた場合、住宅が壊れた場合にどうするのかということの関連で、こういう形で融資制度というものがあるわけでありますから、補助と融資

を組み合わせただけでやるという方向が一番ベターではないかという結論に達したわけであります。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） これは、市長と平行線です。個人のうちが壊れて国が補助金をつけますか。私は、国が補助金をつけたのは、佐渡市もある程度、30持てば10%ぐらいつけるべきという考えなのです。個人の住宅と同じに考えないでください。農業関係、水産関係は、とにかく国なり県が補助金つけるでしょう。そうしたときには佐渡市はある程度の持ち分をつけてやると、当然ではないですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 国がつけたから市がそれをつけるというのが当然であるという考えは、私は間違いだと思っています。その事態、事態に応じてつけるということもケース・バイ・ケースであると思っています。当然ではないかと私は感じております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 別に私のハウスがつぶれたから言っているのではないです。新潟市だって20万以上はつけているわけでしょう。だから、大型ハウスだけを国や新潟市が面倒見ているのではないです。ある目的と趣旨があって補助金というのは出るのです。そうしたら、特にあなたは農業を基幹として佐渡の発展を標榜しているみたいな話をずっとしていますが、農業には国が補助金つけたら、しかもこれ災害ですよ。そうしたら、ある程度の援助をしてやる、そういう気持ちがあってもいいのではないですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 気持ちがあるとかないとかということよりも、私自身はやっぱり個人補助というものはどこまでやるべきものかなと。しかも、農林水産業の場合もそれを避けるために3戸以上の農家が集まった団体に対してはやるというような、あるいは認定農業者に対しては個人だけでも、やるというような、こういう枠を設けているわけですので、確かに災害という非常に問題はあったとはいえ、そういう基本的なスタンスで考えさせていただいたということでございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 甲斐市長にとっては初めての一般質問答弁ですから、高野市長が最後の一般質問答弁と同じように、私は穏やかにきょうはやろうと腹を決めてきているのですが、これは本当に私は平行線です。だって、農業地帯の県内でも県外でも多くが、農業主幹でやっている多くの市町村がつけているのに、甲斐市長の農業を佐渡市の売り物にしようというこの佐渡市が災害で困っているのに面倒見ないというのはやめですが、時間ないので、ちょっと私は意外でした、その答弁が。

さて、ナンバー4のガソリンの流通コストの支援事業です。これは、近藤資料の別紙という一枚物、皆さんにお配りしたので、ちょっと見てください。これがすごいことになったのです、市長。実は、今までは単年度単年度で私は離島のガソリン下げるように各政党も上京して回ったり、プラカード持って国会の周辺何回も回りましたが、それでやっと単年度でその権利を獲得したわけです。ところが、近藤資料の別紙、これもきょう3時半以降に参議院で可決、成立の見通しの離島振興法の一部改正です。そこの新規、二重丸を私はつけておきましたが、その一つにガソリン流通コストの対策が入っている。つまりこれは10年間の時限立法です。民主党政権がやったし、民主党政権がいる間は絶対大丈夫ですけれども、政権がまた交代しても10年間はこの制度は残るという確認ができたわけで、これは大きな仕事だったと私は思ってい

ます。これに対する感想を聞きます。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 議員のおっしゃるとおりでありまして、この近藤資料別紙というのを見ますと、右側に書いてあることというのは、これ従来、従来というのは去年もあったわけではありますが、単年度単年度の交渉なのです。ところが、今回の離島振興法の一部改正、そしてしかも時限立法ですから、延びるわけですけども、この期間は単年度単年度で交渉せぬでもいいわけです。要するにこの計画の中にのけてやっていけば。したがって、これだけでございません。いろいろな点ですばらしい点が今回の改正の中にあるわけではありますが、私は今回の離島振興法の一部改正する法律案というのはすばらしい法律だというふうに感じております。

○議長（祝 優雄君） 近藤君。

○20番（近藤和義君） ナンバー4のところに書いておきました。民主党佐渡支部長、近藤和義様。近藤先生からの要望が強かった佐渡ガソリン補助金見直しのため、鷲尾代議士は民主党島議連の幹部として、また個人的にも省庁の官僚に積極的に粘り強く働きかけてきました。予算の壁もありましたが、何とか改定にこぎつけましたので、ご報告します、鷲尾英一郎と書いてありますが、かなり苦勞したということは、私は後でわかったのですが、離島振興法まで食い込むのにかなり苦勞したと聞きました。そういうことです。去年の3月の議会の一般質問の原稿があります。ちょっと読んでみます。質問が離島ガソリン流通コスト支援事業内容等、市長、離島の振興を図るために本土に比べて割高なガソリン価格を引き下げる国の支援制度として平成23年度に予定されており、佐渡市には1リットル当たり7円が補助される。この件は、12月になって最後鷲尾代議士から枝野官房長官に直談判してもらい、ものすごく努力をしていただいた結果この仕組みができた。本土に比べて20円高い現状だが、離島としてのコストの6.9円は、国がオーソライズした正当と認めた金額であり、スタンドのマージンは13円ということであると。この制度では、行政が価格についてモニターを義務づけられているので、どこまでスタンドのマージンをノーマルな値段まで下げて本土価格に近づけられるか、業者の方々に運営努力をお願いすることになると前の市長は答えています。そこで、なるほど言われたようにモニタリングを義務づけられているものですから、ここのページ、ナンバー5のモニタリング、これは観光商工課の調べたものです。課長に聞きたいのですが、1つ、これ一番下ほど新しいわけですね、表は。そうすると、4月の30日時点で価格差10円、9.5円ぐらいですか、一番下の表の平均が。10円として、あと3円が6月1日から下がっているわけですから、本土との差額は7円ということで理解してもいいですか。

○議長（祝 優雄君） 伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

そのように理解しております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） その7円を高野前市長の答弁では、それは業者のマージンだから、ガソリンスタンドが本土の2倍、3倍の数があるなかなかそれ下げるのは難しいだろうけれども、佐渡市の責任でどこまで下げられるか動いてみるという答弁です。その後どんな動きがありましたか。

○議長（祝 優雄君） 観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

23年の8月の2日でございますが、経済産業省資源エネルギー庁のほうから担当者に来ていただきまして、事業者、これはガソリンスタンド、販売所、それから消費者、そして我々行政側と懇談会を行いました。その中で、そのときの5月1日からの7円実施のスキームの説明と、それからポスターの掲示、店頭価格等の掲示のお願い、それからこの運営についての離島ガソリンの価格の安定化、こういったようなお願いがございまして、我々その後に広報紙、それからケーブルテレビ等で消費者に対してその内容を説明してまいりました。それからまたモニタリング調査等で国と一緒に毎月毎月ガソリンスタンドの報告の実態を調査しているという状況でございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 前回の答弁と同じような答弁でしたが、今度3円補助金が出て7円の差になったと。

その7円をどのような形で業者をお願いして本土と同じ金額にするのですかと、それをあなたの課で、資源エネルギー庁も含めてどんな進捗をしていますかという質問なのです。

○議長（祝 優雄君） 観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

5月の1日からの実施については、本土との格差が20円あるということで、7円を補てんして、その格差は13円程度になるわけでございますが、今議員の表にもございますが、そういう意味では業者のほうからもこの制度で一定の理解を示していて、割引等がさらにされているということでございます。ただ、今回さらにその差が5円以上開いている離島等に対しては、さらに3円上乗せをして10円になってございます。ということは、国もその差を当然離島におけるガソリンの販売コストというのはあってしかるべきというふうな判断をしているというふうに理解しています。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 課長の言わんとすることは理解できぬでもないですが、全部国におんぶにだっこで、ガソリンスタンドは努力もしなくてもいいし、また国で下げてくれればいいのかというふうなことを言っていますか。これ私がこうやったあれでしょう。ここの右側でしょう、今お話ししたのは。市長、どうですか。本土と同じガソリンの値段にしましょう。いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 趣旨は、本土との差をなくそうということでこの制度ができ上がっているわけでありまして、それは離島そのものがそれぞれの実情、広さとか、いろんなことがあってそれが全部網羅するとは限らない難しい問題だと思っています。したがって、特に佐渡の場合はS Sそのものが非常に小さいS Sが多いわけでありまして、コストダウンもなかなか難しい問題があるだろう。しかしながら、こういう制度があるのだから努力をしていきたいと思いますという形でこれを今やっているわけございまして、それがぴたっと本土と一致する、それは一致するのが一番望ましいわけでありまして、それに向けて努力をしていくということをみんなで確認し合うということが大事だと思っています。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 確認し合うのではなくて、行政もその方向で頑張りたいという答弁はできませんか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 前市長のときに幾ら幾ら業者が努力をする、その残った部分を市がどれだけ補てんをする、そうするとプラマイゼロになるということの話は聞きました。しかしながら、そのことが本当にできるかどうかということについては、私はそれまでの財政負担というのは本当に佐渡市において可能であるのかということについての検討をまだいたしておりませんが、そういう議論があったということだけは承知はいたしておりますし、そういう努力はしなければならないと思っていますけれども、それが実現できるかどうかということはまた別の次元だと思っています。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 努力をしてみてください。金の計算をしても、ほんのわずかな金でそれはできますから、後でとにかく計算をしてみてください。

住宅リフォームですが、これは市長答弁で二、三人の同僚議員にも同じような答弁していましたが、経済対策ですので、必要性を見た上で対応します。こんな不景気の中、一日も早くこの対策を打たねばならぬのではないですか。様子を見る時期ではないです。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 様子を見るということよりも、この当初の予算の中で、リフォーム事業を組むということは私は違うのではないかと、経済対策ではないかということでございますし、もう一つは他の市町村の事例等を見ましても、私どものように限度が20万とかという高額ではなくて、例えば10万でやっておったり、しかも仮に組むとしても非常に小さな金額の中で2年限定とか3年限定とかで組んでいるという実態でございます。私どもは、2年やったわけでございますので、そういう意味では前から申し上げているように経済対策として早期に検討してまいりますということを申し上げたわけです。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 意味はわかります。意味はわかるけれども、経済対策として、今回の肉づけ予算を言っていますか。そこで組むべきではないと。当然10倍も経済効果があるというのは、この不景気の中で業者のためにも市民のためにも一日も早く組むべきというのが普通の考え方です。では、9月に予算で上げるのですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） きのうのご質問の中にもありましたけれども、盆前にやるのだとか、どうのこうのというお話もございました。経済対策というのは、いついつやりますということを申し上げると、それまでの景気というのが冷えるわけです。そのときまで待つわけですから。そういうことではなくて、やっぱり経済対策というのはその時期を見てぱっとやるのが経済対策であるというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 今年度中は取り組むつもりがあるのだからないのだから全然わからない。それだけは答弁できますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今の佐渡の経済からするならば、当然だと思っています。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 何回も言いますが、一日も早く取り組んでいただきたいというふうに思っています。

時間がまた足りないです。相川いきます。これは、支所と消防署の庁舎は何かという横文字で高床式にしたいということは理解できます。保育園は、今保護者と相談をしている最中と。保育園の用地は、めどが立っているのですか。それともこの海岸べたに保育園も建てるという意見のほうが強いのですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） お答えします。

支所と消防署は現行どおりでやらせてくださいよと、保育園についてはご父兄の方々、父母の方々と話がついておりませんので、よく相談をして場所の設定をいたしたいということでございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） この写真4枚は、私が現場で撮った写真なのです。一番最初に感じたのは、特に1番が防波堤からだあっと上がっている波の写真で、2番が窓ガラス全部割れていました。3番、奥のほうが水浸しです。4番は、これテニスコートはこんなになっていますが、芝生も全部はがれたようになって。私が一番感じたのは、うわ、これ保育園の園児全部死ぬなどぞっとしたのです。現場にまだ波が高いときに行って。市長、大人は死んでもいいとは言わぬけれども、2階、3階を防災拠点にするならそれであり得ると思うけれども、子供は逃げられない、こんな状況が起きたら。もう一回答弁下さい。子供は大事にせねばならぬ。それを何十人も殺すようなことはしてはいかぬです。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 決して大人だからどっちでもいいというわけでも何でもないのですけれども、とにかく私はこの防災対策については、例えば高台に建てるかということ是非常にいいわけでありすけれども、相川の今の地形から見て、そして住民のニーズから考えた場合にはその高台にない。では、今の計画をしているところで建てて、その場合に安全対策をどうしていくのかということで高床式にします。そして、しかもそこにいる人たちは大人でありますから、逃げるということも子供よりは早く逃げられるわけでありますから、逃げるというものを計画をいたしているわけで、子供の場合はそれがなかなか難しい、逃げるのは大変であります。そういうことも踏まえてご父兄の方々と相談をすると、こういうことでございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） よく相談をするのにして、特に園児の安全性を確保できる施設整備が不可欠というふうに私は思っています。

次のページ、農林漁業の成長産業化ファンド、これは先般農水省へ行った人からいただいて、市長室でも市長に専門家からご説明をしたところでありますが、課長、まずこれ二、三日前に出している私の資料ですから、その後勉強したことがあったらこれを説明してください。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

この農林漁業成長産業化ファンドにつきましては、現在衆議院で審査をしておるというふうに聞いております。これにつきましては国のほうがこういう、成長産業化ファンド株式会社でございますが、ファンドをつくりまして、そこに地域で農林漁業者、商工業者等も含めたファンドに資金を流すことによって自己資金プラス融資プラスこのファンドの資本金を含めた中で、6次産業、生産から加工販売、また輸出等

も事業の中で目標はございましたが、そういうものに対してある程度の大規模化をしながら進めていけるというような形を目指しているものと聞いております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 市長のほう詳しいかもわかりませんが、これはすごいですね、国が。資本金の20倍まで国が保証して金を貸してくれるのです。15年間も。しかも、資本金は出資を国がして、戻さなくていいというふうな、市長、口癖のように6次産業化と言っていますが、ほかにも方法があります。でも、これが佐渡市が乗るとしたら一番いい方法だと思いますが、市長の認識はどうか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 国におきまして、農業の体質強化を図っていかなければならない。そのためには生産だけではなくて、加工、販売というところまでやっていかなければならない、そのためには生産者が一人で、生産者だけでそのことができない、ではほかから支援をしていこうではないか、それが6次産業化法であります。その6次産業化法に基づいて、一つのスキームができたのがこのファンドのスキームでございます。これは、すばらしいスキームでありまして、特にお金を出してくださるというのも一番ありがたいわけでありまして、ここにある資本性の劣後ローンが組まれているということ、これはまさにすばらしい制度だと私は思っております。ただ、これを仕組むためには実は左のほうから我々はずっと目がいきがちなのでありますが、私どもの現地、現場におきましては右のほうからいかなければだめなのだ。左のほうの株式会社の農林事業成長産業支援機構というのはもうでき上がっているわけですから、右のほう。この右の農林漁業者等主たる経営者というところを確実にものにしていかなければならない、それを今一生懸命やっていると、こういうことでございます。いずれにしても、この制度が6次産業化においては一番いい制度だと思っております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） ぜひとも農業専門家の甲斐市長が市長になったら、うわ、変わったなというところを見せていただきたい。この劣後ローンというのは本当にすごいですね、話聞けば聞くほど。国がここまで面倒を見ていいのかなというぐらいであります。これは早くやらないと、全国はもうはや何百とか手を挙げていますから、早くやった者が勝って遅く手を挙げると全部はねられますから、市長、急いでやってみましょう。いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今手を挙げている事例の中で一番多いのは、農業生産法人が立派な法人があるというところでございます。その二、三カ所の法人が手を取り合って資金が足りない部分をやっていく、そして販売戦略、販売先がなかなか見つからないというところにこれに取り組んでいるわけでありまして、佐渡におきましてはそういう法人とか大きな法人というのは少ないわけでございますから、どうこの中で農協を組み込んでいくのか等々を考えていかなければならない。残念ながらまだそのところまで意識がいていないようなわけありますので、そのようなところをじっくりと説明をしながらやっていきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 農業者だけではなくて漁業者だって、市長も勉強されていますが、液体で急速冷凍

して鮮度を保ったまま外国まで売れるという時代になりましたから、漁業者、それから農業者含めてこのファンドはできると思うので、とにかくやってみませんか。当たってみませんか。よろしくお願いします。

次に、時間が6分40秒ですか、社協へ補助金を継続的にやるべきだということを事前通告に出しておきましたが、これ来年度から社協の補助金が切られるのです。5年契約の3年しか出さない。ことしまで。でも、5年はどうしても温泉の営業はする、しなくてはいけないけれども、来年度と再来年は一円も金をくれない、そういう話で契約が成り立っていると聞いています。課長ともちょっと数字のやりとりをしたのですが、福祉センターのしゃくなげとやすらぎ、温泉のワイドブルーと金北と渦上、松泉閣、これを全部、来年度から補助金をやめると、助成金をやめるという話になっています。今は、1億2,000万補助金をやっているのです。来年からゼロにするという話なのです。どうしてこんなことで社協が運営できるかという、課長の話ですとデイサービスで1億300万もうかっているから、1億2,000万の補助金なしでも赤字は少ないではないかという理論形成をしているのです。ところが、これは間違いです。まず、大きい修繕も全部自分でやれと、全部譲渡したのだから佐渡市は一つも面倒見ないという話になっています。それならどの温泉を残すかというような話になります。そうすると、もうけが出るほうを残す、赤字の額が大きいほうを切る、それが普通の民間です。そうすると、ワイドブルーあいかわは2,750万の赤字、畑野の松泉閣は2,800万の赤字なのです。渦上は750万、金北の里は1,600万しか赤字が出ていない。しかし、利用者はワイドブルーとか松泉閣のほうがうんと多いわけです。もう一点、これは社協のプランというのがきょう届きましたが、この中に社会福祉協議会の今後の方針が書いてありました。私は、見てびっくりしました。何がびっくりしたかという、5年たつと、無理して赤字でもあと2年やった場合でも5年以降はやらないと、こんな赤字を抱えながらやる必要はない。契約は5年だから。そうすると、4つとも温泉を閉鎖する。温泉というのは、公共性が強い、福祉性が強い施設です。民間の販売所と違うのです。それを4つとも閉鎖しないと例えば社協が運営できないという話になった場合、騒動が起きますよ。市長、どう思います。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 騒動が起きる前に社協と話をしなくてはならないわけでありますけれども、ただこの温泉施設等については議会の議員の皆様方ともいろいろと相談をさせていただいて、私の記憶で間違いがなければ、もともと温泉なんて佐渡に要らない、ホテルはいっぱいあるのだから、そういうところから私は始まっていると。しかしながら、お年寄りの方々がそういうところへ行っているわけでありますから、何とかこれを続けていく方法はないのかどうか、それで社会福祉協議会のほうにぼんとお金を出して、これでやってくださいよという契約を結んだわけでございます。だから、そこのところまでは全く問題なく今のところ来ているわけで。では、これからの運営ということになるわけで、問題は。私は、今ほど議員がおっしゃっておいりましたけれども、私は社会福祉協議会というのは一企業ではないと思っているのです。はっきり言って。一企業ではないです。いわゆる営利企業ではないと思っております。営利企業であるならば不採算部門を切り捨てるということは至極当然のことです。しかし、営利企業ではごさいませんから、全体の中でどうするかというご努力をしていただかなければならない。もう一つは、やっぱりお客さんが来てくれるというサービス、いろんなしかけをご努力いただかなければならぬと思っているのです。いいことか悪いことかどうかわかりませんが、新しい会長さんも生まれたわけでありますので、そこ

の方々と検討してまいりたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 佐渡も失敗したことがあります。いこいの村で指定管理者に渡して、民間に譲渡したらやっていけなくて夜逃げをされたというふうなことになるように、多分、私の勘です。社協に私は確認していないが、こんな契約で押しつけられて赤字覚悟でやれといったってできない。しかも、彼女らはあなた方の半分以下の給料です。それを閉鎖した場合、今度は雇用も大変です。100人から全部首切らなければならぬ。半分ぐらいの給料の人たちまで首を切ることになります。それと、あと2年赤字覚悟でやってくださいと、デイサービスでちょっともうけの出た分で埋め合わせてやってくださいといっても、例えば金井温泉なんか私よくわかりますが、塩が強いのです。送湯管と言われる管は、定期的に入れかえをせねばならぬ。その場合は何千万です。そんなことをしてまでやれるはずがない。したがって、私がお願いしたいのは、社協をつぶさないように、温泉をつぶさないように何とかぎりぎり維持できる程度の助成を佐渡市がすべきと思うのです。そのためには、3年間の補助金の半分でも3分の1でも、それから大修理が出た場合はそれなりの助成を佐渡市からしてやらないと、私は高い確率で5年以降は温泉が一つもなくなると思っています。市長、どうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私も温泉にしょっちゅう行くものですから、よくわかるわけでありすけれども、先ほども申し上げましたけれども、こういう仕組みをつくったというのは議会の皆様方とも相談をしながら提案をしてやってきたわけでありす。したがって、これではうまくいかないのもう一度何とかということを私の立場からすれば議会の皆さん方にご相談を申し上げなければならぬ。そのときに私が申し上げるのは、やっぱり自助努力というものが本当にあるのかということを見せて、そういうことを一生懸命やっているのだけれども、どうしてもだめなのだ、しかもお年寄りが楽しみにしているところなのだから何とかせねばならぬということを強く私が訴えられればいいのですけれども、現段階ではそうではないというふうに踏んでおりますので、そういう意味では努力をしていこうではないかと、その上でいろんなこと、それから今議員がおっしゃったように支援の仕方というのは幾らでもあるわけですが、そんなのは。やり方としては。だけれども、そこへいくまでの間でどうしていくのかということは、新会長ととんとんと詰めてまいりたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 議会の特別委員会のせいになりたいという市長の気持ちはわからぬこともないです。しかし、決断するのは市長なのです。特別委員会で一回答申を議会が出したから、それを守って尊重してそのとおりやらねばならぬということはない。それと、3年間やってみたらこれはとても無理だというわけでしょう。やってみないとわからなかったわけです。極論に入ると、そういうふうに今上げた4つの施設ともやめてしまうというふうなことだけは、とにかくどこかでとめなければいけない。佐渡市は、国保料金にどのぐらいはね返ってくるかは調べていないというけれども、前回の一般質問で私言いましたように、旧金井町はふるさと創生資金で温泉を掘って、その後の国保料の係数を出してみた。そうしたら、ランニングコストより国保料が安くなったのです。そういう効果があるのです。お年寄りが温泉に入ってゆっくりすると病院にも行かなくてもいいし、また極論を言えば病院へ話しに言っている人も温泉で話をし

てもらえばいいわけで、だから自然に温泉に入っていると健康の維持ができる、そういう効果もありますので、社協と温泉はつぶさないように手だてを考えていただきたい。もう一回答弁。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今市民の方、お年寄りの方々が非常に楽しみにしている温泉施設でありますから、それを何とかしろというのが市民の声として出てくると思います。これが右のほうでありますし、左のほうではとにかく行財政改革という形で責められているわけであります。そういう意味で、これから新しい社会福祉協議会の会長ととことん詰めてまいりたいと思っています。

○議長（祝 優雄君） 以上で近藤和義君の一般質問は終わりました。

---

#### 日程第2 議案第77号から議案第80号まで

○議長（祝 優雄君） 日程第2、議案第77号から議案第80号までを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、ご提案を申し上げます。

議案第77号 北狄漁港（北狄地区）漁港施設機能強化工事請負契約の締結について。本案は、北狄漁港（北狄地区）漁港施設機能強化工事請負契約について、平成24年6月12日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第78号 北小浦漁港漁港施設機能強化工事請負契約の締結について。本案は、北小浦漁港漁港施設機能強化工事請負契約について、平成24年6月12日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第79号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2,972万5,000円を追加し、予算総額を500億5,392万6,000円とするものであります。補正内容は、歳出では両津港埠頭地区開発事業の継続費の補正や水道事業会計出資金の増額などを予算計上するもので、歳入ではその財源として地方交付税、国、県支出金、市債などを予算計上するものであります。

議案第80号 平成24年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、資本的収支について収入、支出をそれぞれ4,140万円増額し、収入総額を12億8,220万円に、支出総額を19億6,590万円とするものであります。補正内容については、両津地区の歌代浄水場整備事業費の増額であります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第77号 北狄漁港（北狄地区）漁港施設機能強化工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第77号についての質疑を終結します。

議案第78号 北小浦漁港漁港施設機能強化工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第78号についての質疑を終結いたします。

議案第79号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） ちょっと待ってください。

質疑は歳入歳出別とし、歳出はさらに複数の款に分けて行います。

まず、歳入についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出についての質疑を許します。

まず、第2款総務費から4款衛生費までの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、第6款農林水産業費及び8款土木費の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） はい。

〔「継続費の件が大きなテーマになっています」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） それは総務費ですよ。

〔「わかりました。ではお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） もう終わったんですが。

以上で議案第79号についての質疑を終結いたします。

議案第80号 平成24年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第80号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第77号から議案第80号までは、お手元に配付してあります委員会追加付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

### 日程第3 議会議第1号

○議長（祝 優雄君） 日程第3、議会議第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となっておりますので、近藤和義君の退席を求めます。

〔20番 近藤和義君退席〕

○議長（祝 優雄君） 議会推薦の農業委員の辞任に伴い、補充委員として2名を推薦することとし、そのうち1名に近藤和義君を推薦したいと思います。

お諮りします。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づき議会推薦の農業委員会委員に近藤和義君を推薦することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員に近藤和義君を推薦することに決しました。

近藤和義君の復席を認めます。

〔20番 近藤和義君入場〕

---

#### 日程第4 議会議第2号

○議長（祝 優雄君） 日程第4、議会議第2号 農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となっておりますので、金子克己君の退席を求めます。

〔18番 金子克己君退席〕

○議長（祝 優雄君） 議会推薦の農業委員の辞任に伴い、補充委員として2名を推薦することとし、そのうち1名に金子克己君を推薦したいと思います。

お諮りします。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づき議会推薦の農業委員会委員に金子克己君を推薦することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員に金子克己君を推薦することに決しました。

金子克己君の復席を認めます。

〔18番 金子克己君入場〕

---

○議長（祝 優雄君） 本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、来週25日月曜日午前10時から開会します。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3時09分 散会